

The Kansai University Bulletin

報學學大西關

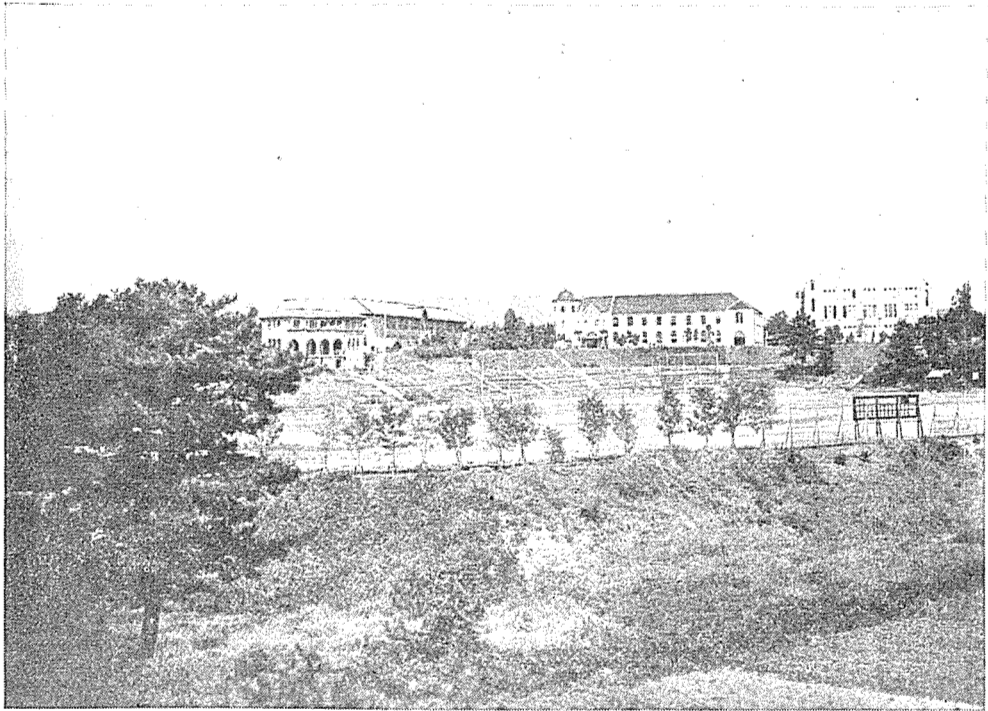
行發日五十月十 號三十九第 年六和昭



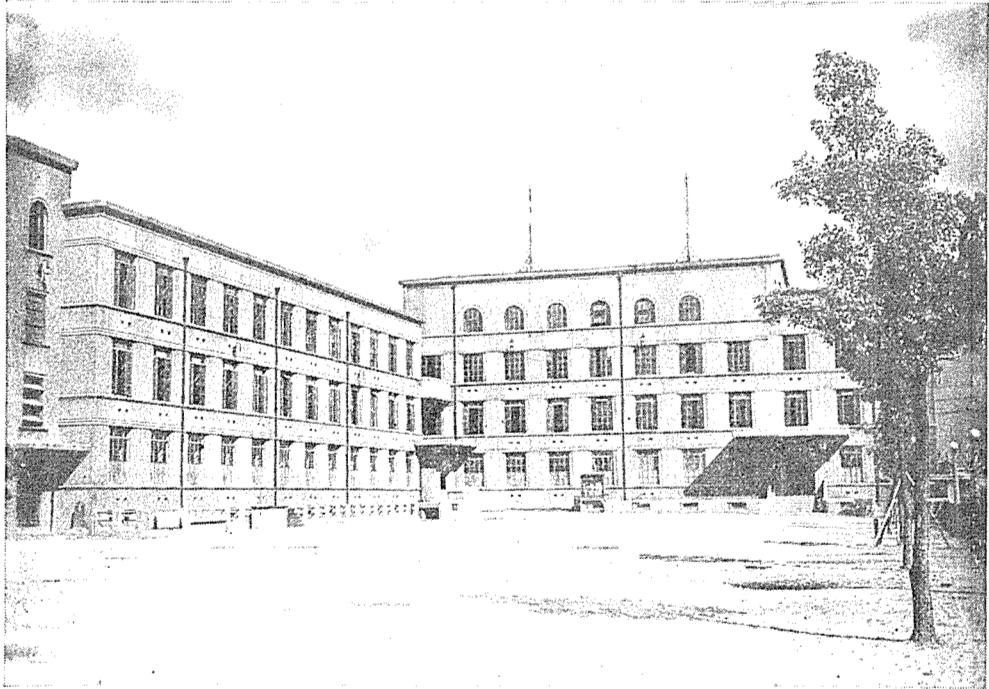
(近附舍學山里千) 色 秋

局報學學大西關

學 本 の 近 最



舍 學 山 里 千



舍 學 六 天

關西大學學報 第九十二號

目次

表紙——秋色

挿繪——最近の本學——秋のハイデルベルヒ
(小關光尙氏繪)

日本憲法の成立過程を論ず(三)……………(四)
教授 吉田 一枝

ユリウス・ノイパウアー氏の
平均價值論の紹介……………(三)
教授 武田 鼎一

人口問題と人文地理學……………(一九)
助教授 中村 良之助

ハイデイガーのカント解釋(四)……………(二三)
講師 菅 守 常

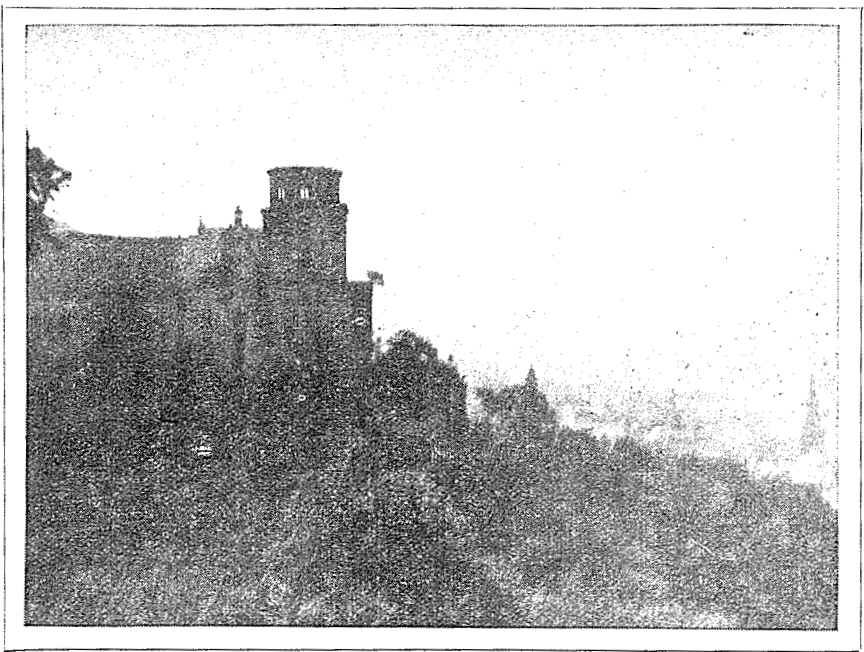
學内報……………(二六)

第六回大學豫報——勳報

校友彙報……………(二六)

學生彙報……………(二九)

圖書館彙報……………(三六)



——(二の其) 景風城古——ヒルベルデイハの秋



日本憲法の成立過程を論ず (三)

教授 吉田 一枝

緒言

第一節 憲法思想發達の由來

第一款 憲政の發芽時代

第一期 憲政發芽時代

第二款 憲政準備の序說時代又は衆議要求時代

第二期 憲政準備の序說時代又は衆議要求時代 (其の一、以上既載)

第二期 憲政準備の序說時代又は衆議要求時代 (其の二)

前述せる如く明治二年六月の版籍奉還により公卿諸侯の稱を廢して華族となし又同年六月廿五日の行政官達により「一門以下平士ニ至ル迄總テ士族ト可稱事」となし又同年十二月二日中下大夫士以下の稱を廢して士族及卒となす、故に從來公武十數の階級に區別せられたるものを單に華族、士族の二に制約し士族以下を卒と稱せしむ、茲に中下大夫士とは舊幕府及各藩所屬の武士たりし者を云ふ、明治三年十二月公家側の非藏人北面官人國向諸役人等をそれ／＼士卒に編入し又五年一月廿九日太政官布告廿九號により「各府縣貫屬卒ノ内從前番代ノ節抱替等ノ稱ヲ以テ其倅等へ祿高ヲ給與シ自然世襲ノ姿ニ相成居候分ハ自今士族ニ可被仰付候」但新規一代限抱ノ輩ハ平民ニ復籍セシメ」又同年二月十四日太政官布告四四號により「舊來郷士ト稱シ家筋由緒有之候者ハ士族ニ入籍可被」その他は平民となす是に於て我國民の階級はずべて華族、士族、平民の

三者に縮約せらるゝに到れり。

明治三年九月平民(庶人)に苗字(氏)を公稱することを許し又同年十一月十九日太政官布告により「自今舊官人元諸大夫侍並元中大夫等位階繼テ被廢候事、一國名并ニ舊官名ヲ以テ通稱ニ相用候儀被停候事」又明治五年五月十七日太政官布告一四九號により「從來通稱名乘兩様相用來候輩自今一名タルベキ事」又同年八月廿四日太政官布告三三五號により「華族ヨリ平民ニ至ル迄自今苗字名並屋號改稱不相成候事但同苗同名等無餘儀差支有之者ハ管轄廳へ改名可願出事」又明治七年七月十日太政官布告七三號により「自今華士族分家ノ者ハ平民籍ニ編入候條此旨布告候事」となし八年二月には平民は必ず苗字(氏)を稱すべきことゝなせり。翻つて明治四年四月には平民の路上乘馬を許し同八月には散髮脫刀制服略服立札勝手たるべしとの布告出づ。同年八月「穢多非人ノ稱ヲ廢セラレ候自今身分職業共平民同様タルベキ事」との太政官布告により、茲に入權、史上、快舉、漸く、斷行せらる。同年九月切捨御免廢止の事を各地方長官に達せらる。明治五年莊屋名主年寄の稱を廢し正副戸長を置き又諸寺院の御所、門跡、院家、院室等の稱を禁じ勅會を廢し僧侶の肉食妻帶蓄髮婚姻の自由を認め僧位僧官を停め沙門をして姓氏を稱せしめ平民の列に加ふ。

これより曩に慶應四年四月十一日徳川慶喜氏江戸城を明け渡し水戸に退隱するや同月廿九日田安家達氏徳川の宗家を繼ぎ駿府七十萬石に封ぜらる、この時舊旗本御家人の處置に困窮しその願出づる者をして、農商に歸籍せしめんと奏請せしが政府之を許せり、明治三年十一月各府縣貫族扶持の者並に京都大阪奈良堺の二府二縣の舊與力同心の者に農商への歸

籍を許し四年十二月には「華族士族卒在官の外自今農工商の職業相營候儀被差許候事」と云ふ指令を出せり五年四月華族及弟子厄介の者の平民籍編入を許し同年十月二日太政官の布告二九五號に「人身ヲ賣買致シ終身又ハ年期ヲ限り其主人ノ存意ニ任セ虚使致シ候ハ（中略）自今可爲嚴禁事」農工商ノ諸業習熟ノ弟子奉公致候儀ハ勝手ニ候得共、年限滿七年ニ過ク可カラザル事」「平常ノ奉公人ハ一ヶ年宛タルベシ」娼妓藝妓等年奉公人一切解放可致右ニ付テノ貸借訴訟總テ不取上候事」右之通被定候條屹度可相守事とあり更に同月九日司法省の布達二二號に「人身ヲ賣買スルハ古來ノ禁制ノ處年奉公等種々ノ名目ヲ以テ其實賣買同様ノ所業ニ至ルニ付娼妓藝妓等雇入ノ資本金ハ贖品ト看做ス故ニ右ヨリ苦情ヲ唱タルモノハ取糺ノ上其金ノ全額ヲ可取揚事」同上娼妓藝妓ハ人身ノ權利ヲ失フモノニテ牛馬ニ異ナラズ人ヨリ牛馬ニ物ノ返辨ヲ求ムルノ理ナシ故ニ從來同上ノ娼妓藝妓へ借ス所ノ金銀並ニ賣掛滯金等ハ一切債ルベカラザル事」人ヲ子女ヲ金談上ヨリ養女ノ名目ニ爲シ娼妓藝妓ノ所業ヲ爲サシムルモノハ其實際上則チ人身賣買ニ付從前今後可及嚴重之處置事」とあり。明治六年一月華士族平民間相互に養子縁組をなすことを許され同年二月七日太政官布告三七號により復讐を禁ず。同年三月邦人の外國人との婚姻をなすことを許さる。この月天皇は髮を斷り皇太后皇后は黛を落し鐵漿を剝がせ給ふ。明治九年三月廿八日太政官の布告卅八號に「自今大禮服用並ニ軍人及警察官吏等制規アル服着用ノ節ヲ除クノ外帶刀被禁條此旨布告候事、但違犯ノ者ハ其刀可取上事」とあり。茲に於て社會の階級的制度根柢より一掃せらる四民平等とは之を云ふなり。

明治五年十一月九日詔して大陰曆を廢して太陽曆を用ふ乃ち明治五年十二月三日を明治六年一月一日となし同日改曆式を行ふ時に神武天皇即位紀元二千五百三十二年なり次で太陽曆を全國に頒布す。

これより曩き兵部大輔參與長藩の大村益次郎氏海内の賦兵は須く歐洲の制に倣ひ國民平等の徴兵制を實施せんとする卓見を有せしも斯くしては士族の常職家祿を失ひ維新創業の際且つは戰勝に誇れる西南の雄藩に憚り容易に實施すること能はず慶應四年八月兵學寮を京都に起し青年の訓練教養をなし異日に備ふる所あり又數地に六鎮守府を置き變に備ふるの劃策を建てしが明治二年九月四日兇手に斃れその説行はれず。明治元年十月岩倉具視氏建議して曰く「奥羽平定の機會を以て軍制速に一途に歸し候様有之度候殊に海軍の處第一に御手に被爲附候就ては取調方一人は大村益次郎其人ならん」と。以て當路者の軍制改革に對し氏に期待囑望する所大なりしを知る。

明治二年一月五日參與横井小楠（時存）氏、明治四年一月九日參與廣澤眞臣氏暗殺せらる蓋し開國自由進歩主義者に對する保守主義者の反動行動を見るべし明治三年八月兵制調査のため歐洲諸國を巡遊せる山縣有朋西郷從道氏歸期す、時たま々廟議「廢藩置縣」も決議す乃ち山縣、西郷氏等は西郷隆盛氏と謀り明治四年三月十三日勅して薩長土三藩の兵を東京に徴して親兵となし以て異變に備ふるところあり。之れ近衛兵の濫觴なり。同年七月廢藩置縣を斷行し尋で諸藩の兵を解散し更に東京仙台大阪熊本に鎮台を置き各府縣より鎮台兵を徵集し兵權漸く一に歸す。明治五年二月廿八日兵部省を廢し陸軍海軍の二省を置き山縣氏陸軍大輔に任じ陸軍省の長官となり海軍少輔河村純義氏海軍省の長官たり同年三月

九日親兵を改めて近衛兵となし山縣氏陸軍中將近衛都督を兼ね陸軍少輔少將西郷從道氏その副都督たり。同年五月勝安房氏海軍大輔に任じ海軍中將たり、この月陸軍大將西郷隆盛氏元帥に任ぜらる。當時政府に於て山縣氏の國民皆兵説に對し板垣氏の義勇兵説あり西郷隆盛氏また山縣説を支持し廟議決し明治五年十一月廿八日全國徵兵の詔勅並に太政官の告諭を發す。詔勅に曰く「今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ對酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立テント欲ス」又告諭に曰く「我朝上古ノ制海内舉テ兵ナラザルハナシ、有事ノ日天子之カ元帥トナリ丁壯兵役ニ堪ユル者ヲ募リ以テ不服ヲ征ス役ヲ解キ家ニ歸レバ農タリ工タリ又商賈タリ(中略)然ルニ大政維新列藩版圖ヲ奉還シ辛未ノ歲ニ及ヒ遠ク郡縣ノ古ニ復ス(中略)四民漸ク自由ノ權ル得セシメントス是レ上下ヲ平均シ人權ヲ齊一ニスル道ニシテ則チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ是ニ於テ士ハ從前ノ士ニ非ズ民ハ從前ノ民ニ非ズ均シク皇國一般ノ民ニシテ國ニ報ズルハ道モ固ヨリ其別ナカルベシ(中略)苟モ國アレバ則チ兵備アリ兵備アレバ則チ人々其役ニ就カザルヲ得ズ是ニ由テ之ヲ觀レバ民兵ノ方タル固ヨリ天然ノ理ニシテ偶然作意ノ法ニ非ズ(中略)古昔ノ軍備ヲ補ヒ海陸二軍ヲ備ヘ全國四民男兒二十歳ニ至ルモノハ盡ク兵籍ニ編入シ以テ緩急ノ用ニ備フベシ」又翌六年一月十日徵兵令を布告す。徵兵の制は廢藩置縣と共に封建支配の體裁を覆せる我國社會の大革新にして士族の武權上に於ける實力の終焉を意味し近世國家に於ける國民同等舉國皆兵主義の確立せられたるものなり。

前述せる如く明治四年七月の廢藩置縣の大詔により政治の單位なりし藩は覆され隨つて選舉區の崩壞により集議院及その議員は自らその存在

理由を失ひ同年八月左院に併合せらる。明治四年七月廿九日の左院事務章程によれば「左院ハ議員諸立法ノ事ヲ議スル所ナリ」又同年十二月廿七日の改定左院事務章程によれば「凡一般ニ布告スル諸法律制度は本院之ヲ議スルヲ則トス」又明治六年六月の左院職制に議長の職務を「會議ヲ提掌シ國憲民法ヲ編纂スル事ヲ總裁シ」とあり。

これよりさき封建統制の指導原理により支配せられたる大衆は慶應三十二年九日の「徳川内府(中略)大政返上將軍職辭退(中略)縉紳武辨堂上地下ノ別ナク至當ノ公議ヲ竭シ天下ト休戚ヲ同クス」てふ王政復古の大號令により黎明の曉を告ぐるが如く知的欲求油然たるものあり。乃ち新政府は慶應四年三月十四日の「五條ノ御誓文」の「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ」知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」を以て教育の根本方針となせり。慶應四年六月幕府の創設せる江戸の昌平校、同九月には開成所を復興すると共に同年九月京都に皇學所漢學所を設け大學教育の基礎を開く。同年六月江戸に醫學校を設く。この間長崎に於ても幕府時代の學校を再興す。

西園寺公望氏がその邸内に立命館を設けたるも亦この頃のことなり。慶應四年四月太政官の布告に「人材の教育は最も急務なり」との字句あり。

明治元年十月廿一日岩倉具視氏奥羽平定善後策を朝議に附せる文書に「一、學制取調之事、

皇國前途ノ事其根本茲ニ在リ最大事ナリ、速ニ取調被仰付度候。」

なる個條あり、皇國前途の事其の根本茲に在りの一言定に味ふべく岩倉氏の卓識懷ふべし、明治二年六月十六日昌平學校を大學校と改稱し一の

官廳となし開成學校醫學校をその管下に納む。同年十二月十七日大學校を大學と改稱し開成學校を大學南校、醫學校を大學東校と稱す。開成學校は今の東京帝國大學の濫觴なり。次で大阪醫學校長崎醫學校をはじめ數種の直轄學校を建設す金澤熊本名古屋津等にも藩校設けられ又福澤諭吉氏の慶應義塾、尺權八氏の共立學舎箕作秋坪氏の三叉學舎中村正直氏の同人社新島襄氏の同志社の如きその顯著なるものなり。明治三年七月廿七日諸藩の學生を撰拔し前記東南兩校に入學せしめ之を貢進生と云ひ其の海外に留學を命ぜられたる者を留學生と云ふ。小村壽太郎菊池武夫鳩山和夫齊藤修一郎氏等大學南校の貢進生にして前田正名富田鐵之助氏等その留學生たり。當時學生は舊幕志士の亞流を學び急激粗暴格式舊例を輕視する者多く二年十二月十九日大學南校の學生大學當局に迫り教授を投票にて黜陟せしことあるは前述せる如し。一方京都に於ては同年十二月皇學所漢學所を合併して大學校を興したるも三年七月廿五日閉鎖せらる同年十二月中學校を設立す、これ京都に於ける中學校の嚆矢なり。又京都市にては明治元年十二月に全國に率先して小學校の建設開校し二年十二月迄には市内六十四校の開校を見るに到れり政府また小學校設置の必要を認め明治二年二月五日發布の府縣施政順序には「小學校ヲ設クル事」の一項を示し翌三月廿五日には東北諸地方に勸學の布告に曰く「庠序ノ教不備候テハ政教難被行候ニ付今般諸道府縣ニ於テ小學校被設、人民教育ノ道、洽ク御施行被爲在度思召ニ候間、東北府縣速ニ學校ヲ設ケ御趣意貫徹候様、盡力可致旨仰出候事、但學校取調トシテ東京學校ヨリ人選ヲ以、差向候間商議可致事」と。明治三年二月「大學規則」中「小學校」を發布し勸學普及發達に努む、この後の規則は實施の運びに到

らざりしも爲めに諸藩府縣に中小學校の創設せらるゝもの少からず、政府は教育行政の刷新と學制整備のため明治四年七月廿七日大學を廢して文部省を置き翌廿七日大木喬任氏をしてその卿たらしめ文部大丞田中不麿氏を學制調査立案のため歐米に派遣せしむ。翌五年二月女學を南校中に設置し五月師範學校を設く。同八月二日太政官布告二一四號により所謂「學制」頒布せられ翌六年「學制」の改正増補あり實業教育の振興を企圖せり。「學制」に曰く「自今以後、一般ノ人民、華士、族、農、工、商、及、婦、女、必、ズ、邑、ニ、不、學、ノ、戸、ナ、ク、家、ニ、不、學、ノ、人、ナ、カ、ラ、シ、メ、ン、事、ヲ、期、ス、(中略)高上ノ學ニ至テハ其人ノ材能ニ任スト雖モ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小學ニ從事セシメザルモノハ其父兄ノ越度タルベキ事、但し從來沿襲ノ弊學問ハ士人以上ノ事トシ(中略)是皆惑ヘルノ甚シキモノナリ、自今以後此等ノ弊ヲ改メ、一般ノ人民、他事ヲ抛テ、自ラ奮テ、必ズ學ニ從事セシムベキ心得ベキ事」是を以て文部省學制百九章を定め學事も管督獎勵す。以て當時の爲政者の識見抱負の大にして意氣の壯なる懷ふべきなり。茲に於て明治政府の教育の根本精神主義確立す。明治六年の創立にかゝる明六社は當時朝野に於ける學識會同の俱樂部なり福澤諭吉、加藤弘之、神田孝平、西周、津田眞道、西村茂樹、中村正直、箕作秋坪、坂谷素、辻新次、田中不二麿、杉亨二、箕作麟祥、森有禮、大給恒、秋山恒太郎、立花光臣、清水卯三郎、古川正雄の諸氏來り會す何れも皆一流の碩學なり。學制の發布、徵兵令の發布に次ぎ四民平等の施政をなすにつき封建制度の社會組織も革新せしめたるものは地租の改正なり、前述せる如く明治二年六月の版籍奉還により所謂普天の下、率土の濱王土にあらざるなきに到れりと雖も未だ一般民衆をして土地の完全なる所有權を認むること

なく唯だ土地の使用収益の權と相續擔保の如き處分權の一部を認むるにすぎざりき而してその使用収益の土地に對する賦課は人々の階級によりて區分せられ所謂その屬する階級によりて納稅義務に寛苛輕重の等差あり公正妥當ならざるものあり廢藩置縣の後財務の權大藏省の管する所となるや大藏卿大久保利通氏明治四年十一月神田孝平氏の説を納れ改租の案を畫し土地の丈量を行ひ地價を定め地券を發行せんことを建議す、政府その議を納れ三府各藩の治城各邑等みな地租を課し明治五年一月大藏省地券申請地租納方規則を發布し同年二月土地永代賣買の禁を解き且つ賣買毎に地券を附與すべき規程を頒布せり。

明治六年神奈川縣令陸奥宗光氏は神田孝平大久保利通氏の意見を参照したる地租改正案の建議をなす曰く「今法の田租を一變し從來の石高、反別、石盛、免、檢地、檢見等一切の舊法を廢除し現在田畑の實況に従ひ其幾分を課し年期を定め地租に充てんとす」云々。政府之を可とし乃ち陸奥氏を擧げて租稅頭とす、明治六年六月先づ石高の稱を廢し翌七月廿八日地租改正の詔及布告あり。布告に曰く「地券調査相濟次第土地の代價に従ひ百分の三を以て地租と可相定旨被仰出候(中略)且從前官廳並に郡村入費等地所に課し取立來候分は總て地價に賦課可致尤も其金高は本税金の三ヶ一より超過すべからず候」云々。

斯の如く明治政府が創業の基礎中央集權の確立のため忙殺を極むる間に外國の政治思想ことに英米佛獨の憲政思想は言論文章翻譯によりて輸入せられ當時知識を求めて己まざりし青年論客の間に廣く紹介浸潤せられ議會論三權分立論は相當議論せられ憲法制定の論議も漸次有力となるに到れり。當時左院小議官たりし宮島誠一郎氏は明治五年四月國憲編纂

論たる「立國憲議」を上中せり。之は伊地治正治、板垣退助、西郷隆盛氏の賛成を得て建議せるものなり。而して文中に「憲法」「國憲」「民選議院」「國議院」なる文字あり。さきにも述べたる如く我國に於て憲法なる文字は聖德太子の十七憲法を嚆矢となすべく降て天保十四年に杉田成卿氏和蘭憲法を翻譯し又慶應四年(明治元年)加藤弘之氏はその著「立憲政體略」には「立憲政體」「國憲」「代議士」なる文字あり明治六年には箕作麟祥氏は近代の國家制度に關するものとしての觀念に於ける所謂憲法なる文字を使用せり、今試に明治元年より同六年に到る間の外國の憲政思想に關する翻譯著述は明治元年の加藤弘之氏著「立憲政體略」鈴木唯一氏譯「英政如何」神田孝平氏譯「和蘭政典」津田眞一郎氏譯「泰西國法論」、明治二年の福澤諭吉氏譯「英國議事院談」明治三年の加藤弘之著「眞政大意」明治四年の中村敬宇氏譯「自由之理」何禮之氏譯「政治略源」明治五年の神田孝平氏譯「和蘭州法」同「和蘭邑法」馬屋原彰氏譯「和蘭議員選舉法」爪生三寅氏譯「合衆國政治小學」加藤弘之氏譯「國法汎論」小原重哉、天野御民、小管榮修氏共著「英國裁判所略記」明治六年の中村敬宇氏譯「共和政治」大井憲太郎氏譯「佛國政典」林西明氏譯「萬國政談」「英國憲法」「合衆國憲法」箕作麟祥氏譯「佛國法律書」星亨氏譯「英國法律全書」高橋達郎氏著「自由新論」廣津弘信氏著「自由之權」小幡篤次郎氏譯「上木自由之論」鍋島直彬、原忠順、牟田豐氏共編「米政撮要」中金正衡氏編「西洋政治談」文部省編「米國政治略論」平山成一郎氏譯「埃國政體沿革說」等を擧ぐることを得べし。

明治五年八月正院の命により豫てより國會議院創設のため調査立案中なりし「國會議院假手續」を正院に提出す、その一節に「議員を選むの

事」と題し一、農工商の財産ありて文字に通じ事務の論も相應に出來する者二、右の見込の者なき時は寧ろ財政に乏しくとも文字に通じ事務の論相應に出來する者但し議員は來西年の春より三府七十二縣に一人宛を
出すべし」又「議員を選挙する人の事」と題し一、府縣下農工商の中財産ありて事務をも可なり心得し者百人、或は二百人を寄せ假に選挙組と稱す二、右選挙組にて議員一人を挙ぐる前に二條の見込を以て入札し其札數の多きものを以て定むべし但し財産の數並に選挙人組人數の多少は府縣の適當を以て定むべし」と。然も遂に實施に到らず。

慶應四年十二月九日の王政復古の大號令により時代は移り武家政治數百年の傳統を壞り大義を明かにし名分を糺さんとす。時代の指導精神は舊幣一洗、萬機一新。時は正に改廢紛亂復古開明の過渡期なり。

明治新政府の宗教對策は祭政一致を以てその序幕となす。慶應四年一月十七日三職制及七分課規程を定むるや太政官七科の首位に神祇科を置き「神祇祭祀祝部神戶の事を督し」又明治二年六月上旬會議開會の時參政者に太政官の宣布あり曰く「今度祭政一致天祖以來固有の皇道復興被爲遊度億兆の蒼生報本反始の義を重んじ敢て外誘に蠱惑せられず方嚮を一定して治教浹洽し候様被爲遊度思食候。其施爲の方、各意見無忌憚可申出候事」と。明治二年七月十日の改正太政官々制は太政官の下に民部大藏兵部刑部宮内外務の六省を置き神祇官（掌相祭典知諸陵監宣教管祝部神戶總判官事）を以て特に太政官の上に置き神祇伯を以てその長官となす。是れ明に本朝祭政惟一の古制に回復せんとするものにして太政官の所謂國教主義は神道國典の外一切の宗教を根絶せんとするものなり。この立場より神佛判然の令を出すに到れり茲に神

佛判然とは神祇神道と各宗佛教との峻別を斷行すべしとの政令なり。こゝに於て神社の別頭社僧の復飾を命じ佛像經典等は社外に遷し或は破毀焚燒し諸寺の法親王の還俗を斷行し公卿子弟の僧侶となることを禁じ勅願所、勅修の法會を廢し宮中内裡の佛像は泉涌寺に移し寺祿御朱印を沒收し託鉢を禁じ火葬を禁じ神道葬儀を奨推し還俗破戒を勸誘し僧官別當の神社を司管するを禁じ祠官はすべて神祇に直隸し以て神佛混同の防止に努め廢佛毀釋に力を盡せり鹿兒島松本富山多度津佐渡等の諸藩に於ては極端なる廢佛毀釋を斷行せり然れども民衆の信仰容易に破るべくもあらず。耶蘇教は舊幕時代より邪宗門として禁制せられ維新に際しても亦その禁を解かず嚴制防壓禁斷を命ぜしも事遂に勵行せらるゝに到らず。

明治三年一月三日天皇神祇官に親臨し天神地祇八神列皇の神靈を祭り給ひ大教宣布の詔あり曰く「列皇相承繼之述之祭政一致（中略）今也天運循環百度維新、宣明治教、以宣揚惟神之大道、也因新命、宣教使布教天下」と。茲に大教宣布とは神道宣傳の義なり。翌四年七月四日大教の御沙汰書諸藩に下る曰く「大教の旨要は神明を敬ひ人倫を明にし億兆をして其心を正くし其職を效し以て朝廷に奉事せしむるに在り。教の以て之を導くことなければ其心を正しくすること能はず政の以て之を治することなければ其職を效すこと能はず是教と政と相須て行はる、所以なり。今や更始の時に當り（中略）大に變革更帳被遊候處、大教の未だ浹洽ならざるより民心一つならず其方向に惑ふ是れ宣教の急務なる所以なり（中略）是政教一致の御趣意に候事」是に於て祭政一致は政教一致となるに到れり。やがて神祇官は神祇省となり明治五年三月十四日祭政一致の祭祇機關たりし神祇省は政教一致の教導機關より脱化して教部省

となり宮中の祭祀は式部寮に國家の宣教は教部省に移管し三條の教則を頒布す一に敬神愛國の旨を體すべき事、二に天理人道を明にすべき事、三に皇上を奉體し朝旨を遵守せしむべき事是れ也而して神佛二教の混合を企てその機關として教導職を置き大教宣布の任に當らしめ教導職は神官僧侶に任ぜらる所謂神官僧侶相携へて三條教則の宣布に努めたものなり又同年十一月各宗派に管長を置き大教院中教院を設け各宗寺院はすべて小教院に準ぜしむ。而してこの大教院中教院は神佛混合にして混合にあらす何となれば奉祀するものは天御中主、高皇產靈神皇產靈の三神並に天照大神なればなり。而して神佛混合の大教院中央院制度は事實に於て神佛判然佛敎迫害の一變態形なり明治七年本願寺の僧島地默雷赤松連城氏等外遊より歸り奮然起て神佛二教の混合すべからざる所以を力説し世論又之に共鳴する者多し翌八年二月には眞宗各派の大教院脱退あり同五月政府遂に大教院を廢止す。國教主義茲にその影を没す。政教分離神佛二敎ことに佛敎各派が公然その信仰の宣傳傳導に従事し得るに到れるは明治八年以後のことに屬す。その間基督教は事實默許の姿なりしが明治六年邪宗門禁撤廢と共に分立す。十年一月教部省廢止せられ信仰自由の時運漸く到來し後憲法の制定により「信仰の自由」初めて確認せらる。「斬捨御免」「生殺與奪」は封建支配體制下に於ける武家政治の指導精神にして「掟書」は治者の心得書たるにとゞまり被治者は唯だ由ることを強いられて知ることを許されず。そこに人格權生存權自由權の存在を認めらるゝことなし。王政復古舊幣一洗により明治新政府は「五條の御誓文」により「官武一途庶民に至るまで」悉く機會均等に法令の保護を受け「政體書」により三權分立の制をたてて以て司法權獨立の宣言を確保せん

とせり。茲に所謂「司法權の獨立」なる觀念に二義あるものなるがその兩者を包含する觀念なること之れ也その一は司法權は司法裁判所に專屬するものなることにしてその二は司法裁判所それ自身の獨立と云ふことこれなり。換言すれば前者は——司法權は司法裁判所に專屬するものなること——司法即チ民事刑事ノ裁判ハ天皇ノ名ニ於テ司法裁判所之ヲ行フ（憲法五十七條一項參照）別言すれば司法は司法裁判所のみをして之を行使せしむべく他の如何なる機關を以てしても之を行使せしむることを得ざる旨を意味するものなり（但し特別裁判所（憲法六〇條）は司法裁判所なれば違憲にあらず又戒嚴の場合には司法裁判所にあらざる機關をして之を行使せしむるものなるも憲法の認むる所（憲法一四條一項）なれば違憲にあらず）

次に後者——司法裁判所それ自身が獨立なるものなること——之に付ても二義あり

その一は司法裁判所と外部との關係にして司法裁判所は法律に従ふの外他の如何なるものゝ意思にも従はざるものなることを意味し（憲法五七條一項）換言すれば之は憲法上の原則の示す結果なれば之を司法裁判所の憲法上の獨立と云ふその二は司法裁判所内部の關係にして各司法裁判所は合議制機關（但し區裁判所に限り獨任制機關）にして部分機關より構成せらる而して各司法裁判所を構成する部分機關も亦各自獨立の機關意思によりその權限を行使し他の如何なる部分機關の指揮命令をも受くることなし通常之を裁判官（司法官）の獨立と云ふ之れ憲法上の原則の示す結果にあらずして行政法上の原則の示す結果なり故に之を司法裁判所の行政法上の獨立と云ふ。

次に憲法五七條二項及五八條により裁判官はその身分を保障せらるる通常の場合をも裁判官(司法官)の獨立と云ふ然れども之の用語の字句の妥當ならず。

要するに司法權の獨立とは司法權は司法裁判所にのみ屬するものなることと司法裁判所それ自身の獨立なることの兩者の意義を包含するものなること云ふ迄もなし維新創業の際慶應四年一月十七日の職制及規程を定められたる太政官々制中に刑法科を置き「監察彈劾捕亡斷獄諸刑律ノ事ヲ督ス」次で慶應四年二月三日の太政官改正職制中に刑法事務局を置く曰く「監察彈劾捕亡斷獄諸刑律の事を督す」慶應四年四月二十一日の太政官々制によれば刑法官は總判執法守律監察彈劾捕亡斷獄を掌る。即ち刑法官は司法の權を執るものなり、明治二年七月八日の太政官改正官制中に刑部省を置き「掌_レ鞫_レ獄定_二刑名_一決_二疑獄_一」又彈正臺を置き「掌_レ執_レ法守_レ律糾_二彈内外非違_一とあり。明治二年五月太政官に制度取調局を置き江藤新平氏その長官となりフランス法學者箕作麟祥氏等その中心となり民法編纂に従事す、先づ佛國をはづめとし歐洲各國の法典及名著の翻譯盛に行はる。次で明治三年十二月廿日明律を移入せる「新律綱領」を發布施行し全國の刑律を統一し六年六月十三日歐洲諸國の法典を參酌して之を改正補足するため三百餘條よりなる「改正律例」を頒布し概ね綱領の刑を寛輕せり。殊に四年七月九日刑部省及彈正臺を廢し改めて司法省となすに及び歐米諸國の制度に則り三權分立を基礎とする司法制度の確立をはかること大なり。即ち其職掌卿は「掌_レ總_二判執_一法申律折獄斷訟捕亡」大小輔は掌同卿」と。而して卿は一時缺員にして大輔は佐々木高行氏たり。舊幕時代より司法と行政とは往々にして同一

なる機關によつて行はるゝこと多かりしが明治五年四月江藤新平氏司法卿となるや銳意司法制度の改革を行ひ裁判の獨立自主此に至りて漸くその基礎を鞏くす。即ち司法と行政の機關を分離して「裁判所」を設け併せて各裁判所に於ては「檢事」を置き更に「代言人」の制度を定む、明治三年五月刑事訴訟の公明正大を計り「法廷規則」を定め五年十一月廿七日「監獄則」を制定して審査公開主義をとる。五年五月司法省達を以て行政訴訟の規定を發布し其後屢々改修す。五年八月司法省職制並に事務章程を定め假定の心得を以て施行せしむ曰く「司法省全國法憲ヲ司リ各裁判所ヲ統括ス」云々。六年七月「訴答文例」を定め原告の訴狀及被害の答書の關係を明かならしむ之れ我が民事訴訟法の嚆矢なりと云ふべし。明治八年五月廿四日更に司法制度を改め司法卿の裁判權を削り臨時裁判所を廢して常設の「大審院」を設置し審級主義を明かにし且つ法律解釋の統一を計りその事務を民事刑事の二部に分ち各五人以上の合議體となし其裁判は下級裁判所を拘束するものとせり明治九年には從來府縣裁判所と稱したるものを「地方裁判所」と改稱し府縣によりて管轄區域を定むるの制を撤廢せり。その後は刑法治罪法刑事訴訟法裁判所官制裁判所構成法民法民事訴訟法商法行政裁判法訴訟法憲法等を實施となり法治國としての威容を整備し國民の生命財產權利自由人格を確保するに到れるものなり。これより曩き明治六年七月歐米諸國へ派遣せられたる木戸孝允氏親しく彼國に接して歸朝するや隨員久米邦武畠山義成氏をして米國憲法註解を起草せしめ又同月太政大臣三條實美氏に「政規典則」を立つべき意見書を呈し憲法制定の必要を力説せる未だ閣議を動かすに到らず曰く「今日の急務は先大令を布き其五條に基て條例を増し典則を建

て以て後患を防ぎ且つ務めて生民を教育し徐るやかに其品位賤劣の地を免れしめて以て全國の大成を期するに如くは莫きなり(中略)是今日の急務先づ政規典則を建るに止まる所以なり」と。又同年九月氏の手記には「君民同法の憲法に至ては人民の協議にあらざれば同治の憲法と認めざるは固りなり(中略)天皇陛下の英斷を以て民意を迎へ國務を條例し其裁判を課し以て有司の隨意を抑制し一國の公事に供するに至らば今日に於ては獨裁の憲法と雖も他日人民の協議起るに至り同治憲法の根種となり大に人民幸福の基となる(中略)速に憲法の制定あらんことを」氏は議會開設尙早論者なるも寡頭政治を排し政府は須らく五條の御誓文に則り憲法を制定し以て民衆の據るべき所を指示せざるべからずと云ふにあるものなり。然れども閣議に於て先づ我政體(政治様式)を變改すべしとの意見多數を占め同年十一月十九日外務卿寺島宗則工務卿伊藤博文氏政體取調掛に任命せらる。伊藤氏は先づ木戸大久保兩氏の意見を求め大久保氏は伊藤氏の請に應じ一書を裁してその参考に供せしむ、その一節に「世の政體を議する者輒はち曰く君主政治曰く民主政治と、民主未だ以て取る可からず君主も未だ以て捨つ可らず(中略)抑政の體たる君主民主の異なるありと雖も太に土地風俗人情時勢に隨て自然に之を成立する者にし(中略)故に我國の土地人情時勢に隨て亦我政體を立てざるべからざるなり(中略)上み君權を定め下も民權を限り至公至正君民得て私すべからず(中略)其特權君に在るを君主と謂ひ民に在るを民主と謂ふ其君民共に之れを執るを君民同治と謂ふ此れ上下各其公權通義を保全暢達せんがため君民共義以て確乎不拔の國憲を制定し萬機決を之れに取る之を根源律法と謂ひ又之れを政規と謂ふ即ち所謂政體にして全國無上の特權なり

是を以て上み君權を定め下も民權を限るものは蓋し國家愛欲の至情に出て人君をして萬世不朽の天位に安んぜしめ生民をして自然固有の天爵を保たしむる所以なり(中略)然らば則ち今日の要務先づ我が國體を議するより大且つ急なるはなし苟も之を議するに序あり妄りに歐洲各國君主共治の制に擬すべからず我が國自ら皇統一系の法典あり亦た人民開明の程度あり宜しく其得失利弊を審按酌慮して以て法憲典章を立定すべし」云々。のち木戸氏大久保氏共に憲法の制定は根本的に必要なるも須らく漸進着實なるべしと云ふものなり。

次に岩倉木戸大久保氏等使節一行の隨員たりし佐々木高行氏は「大法典制定の議」と題し明治七年四月憲法制定の建白書を呈出せり曰く「天皇陛下も決して變換すべからざるの大法典を制定せざるべからず(中略)因つて各國の法典を斟酌して我が固有の法典を潤飾して速に一大法典を立て百事萬務必らず其の大法を基礎とし諸規則を施行せば上下初めて方向を一にし政令自ら權衡を得、人民また規矩準繩を踐み國家安寧保護の途確然たるべし、(中略)然り而して事理に施設の序あり國體に彼此の異あり一朝にして設くべからざるは民選議院なり終世にして行ふべからざるは共和政治なり(中略)在朝勅任官以上を會議せしめ天下治世の基礎たる大政典を建立し確乎不拔の條款を定め以て天下萬衆をして歸する所あらしめん事を。」

當時廟堂に於て征韓の論盛なり。

明治六年七月外務卿特命全權大使副島種臣氏清國より歸朝し征韓の斷行を力説し議論沸騰す西郷隆盛後藤象次郎板垣退助江藤新平氏等皆之に

ユリウス・ノイ パウアー氏の平均價值論

の紹介

教授 武田鼎一

緒言

ハンガリーのユリウス・ノイパウアー博士が昨年十一月のコンラード年報誌上に於て「限界効用、無差別、弾力性、平均効用」なる命題の下に三十數頁に亘る大論文を發表して限界効用理論の不成立を説き延いて平均効用理論の正當なる可きを力説せるは夙に平均價值論を主張する筆者にとつては海外に同志を得たる喜びを享受せしむるものである。今春出版せる筆者の著述「社會經濟新原理」の序文に於て述べた如く佛國のシャール・ポードン博士とユリウス・ノイパウアー博士と筆者の三名だけが平均價值説を高唱するだけであつて未だ世界中何人も他に同説を述ぶるものはないのである。従つて平均價值説を世界全學界の定説たらしむるには今後相當の日時と努力を要することは言ふ迄もない事柄である。それで筆者は今夏期休暇を利用して四六倍版百十頁に達する平均價值理論を基礎とする「市場價格の理論」と題する英文の論文を書き上げ復本十數部を作つて世界樞要の大學に於ける經濟學者に送呈してその批判否同意を求めんとして居る次第である。すでに殆ど全部九月中旬までに發

送を了したるが故に本年末には多少の反響を海外に聞くを得ることゝ信じ且つ期待する。筆者が何故にかゝる努力をするかと云へばポードン博士及びノイパウアー博士の平均價值説は筆者のそれとは全然根本機構を異にするものであつて何等遇然的暗合を思惟せしむるものではなく——勿論一部分に於て暗合はあるも——完全なる別派を形成するものであることを知らしめんがためである。ノイパウアー氏は埃國學派の流を汲んで慾望階段説を保持するも筆者は全くかゝる根據なき説を捨て、別途の觀點から立論するのである。筆者は前述の論文の一部をノイパウアー氏に送つてその蒙を啓かれんことを希望して置いた次第である。

筆者はすでに昭和三年春本學へ就任と同時に平均價值論を講義したのであるが一般に向つて發表したのは昨年春出版の自著「經濟學新論」に於てであつた。同年十月の本學々報誌上にその發展論を載せ又今春出版の前記著作「社會經濟新原理」中に一層的發展を爲せる記述を試み又更に本年七月發行のコーラード年報誌上に拙き獨文を綴つて自説平均價值論を獨逸の學界に發表した。前述の英語論文は更に前記の諸論述の足らざる點を補つたものであつてほぼ完全に限界効用説を打倒したものと考へる。ノイパウアー氏の慾望階段説により打倒論と筆者の慾望階段非認説による打倒論とは限界効用學説を抜本塞源的に打ち破るために協力するものである。依つて茲に同氏の所説の一端を紹介し批判することは筆者の當然の義務と考へる次第である。

紹介

ノイパウアー氏の論文は非常に入り組んだ書き方をしたものであつて

原文をそのまま翻譯して茲に記さしるしても恐らく讀者の理解を得ることとが困難と思はれる。又該論文は少なくともパレット、レキシス、ヒルデブランド、ホブソン、ゼボンス、メンガー、ウイザー、ベーム・パウワーク、ゴツセン、エンリコ・パローネ、クラーク、アービング・フィッシャー等の全著書を讀了した人でないと該論文だけを讀んで理解し得ない底のものである。従つて筆者はその要點を約述して理解に便ならしめやうと思ふ。該論文の前三分の一は他の學說の批判論であり後三分の一は中樞論を遠ざかるものであるから省略して第三節のみ要約的に述べて見よう。

要譯。メンガーの効用表はゴツセンの法則と一致する限界効用均等表であつて十種の慾望を満す或種の財貨と十一の慾望階段が假定されて居ることは周知の如くである。而して各慾望階段に於ける各財貨は一單位を以て代表され財貨單位は貨幣單位に關連せられ、慾望諸階段は互に量的に比較し得られ、それで同一階段單位に引戻され得る然る時は各單位につき異つた重要性を有する十單位の財貨を有することとなる。而して財貨單位の等機性に對して慾望充足の見地から互に繼起する一系列に排列された諸財貨の遞減的重要性が存在するそこに二個の疑問が発生する。即ち第一は十單位の全體價值、かくて財貨存在量の全部價值は如何なるものであるか、第二は各一單位の價值は何であるかと云ふことである。これに對しウイザーとベーム・パウワークの間に極めて教へらるゝ所多き論争が存在し、それは限界効用學派の主要缺陷を吾人の眼前に開示するものである。ウイザーは既に彼の著作の「自然價值論に於て限界効用理論の論

理に適應して財貨存在量の各單位は最終の單位即ちそれで以て限界効用を表現した單位と共に等しく評價さるべきであるとなし、それから彼は財貨存在量の價值も亦最終單位の價值の倍数と等しくあり得ると推論した。ベーム・パウワークはそれに反して「實證資本理論」に於て相手を説伏せる如き論調を以てそれに對抗し存在量諸單位の價值は限界効用に從つて選一的であり得るも決して累積的ではないと言つた。以上の事から同時に若しウイザーに從ふならば存在量に十の價值を、存在量各單位に一の價值を與ふるのに、ベーム・パウワークに從へば存在全量の價值を五十五に決定し各單位の價值を十と一との間を變動せしめる結果となる。之れを表に綜合すると次の如くなる。

| 慾望階段 | ウイザー式 | | ベーム式 | |
|------|-------|------|------|-----------------------------|
| | 財貨單位 | 全體價值 | 單位價值 | 全體價值 |
| 10 | 1 | 10 | 10 | 10 |
| 9 | 1 | 18 | 9 | 19 (10又、9ヲ意) (殊ニ以下同シ) |
| 8 | 1 | 24 | 8 | 27 |
| 7 | 1 | 28 | 7 | 34 |
| 6 | 1 | 30 | 6 | 40 |
| 5 | 1 | 30 | 5 | 45 |
| 4 | 1 | 28 | 4 | 49 |
| 3 | 1 | 24 | 3 | 52 |
| 2 | 1 | 18 | 2 | 54 |
| 1 | 1 | 10 | 1 | 55 |
| | | | | 109,876,543,21. |

右についてベーム・パウワークは非常に教訓的な力を以て次の如

く言つて居る。限界効用學說に従へば同種存在量の中の各單位は最終慾望の充足にのみ必要缺ぐ可らざるものである。何となれば他の慾望に對してはそれが實際にそれに向けられた時か財貨存在量が減少しなほ未だ充足すべき最後の慾望の段階が上昇する時かにのみ役立つべきである。此の後の場合には各單位は無條件に最終階段の慾望にのみ必要缺ぐべからざるものである。前の場合に對する差異は最終的なほ充足すべき慾望は全く異なるもので且つより高き階段のものであることにのみ存する。然しながら此の事から即ち存在量の各單位は無條件に最終階段の慾望保全にのみ必要缺ぐ可らざるものであると云ふことから各單位が實際最終階段の慾望に對して使用されると云ふ結論はなほ生じない。加之各單位の内唯一つがこの地位に上り得又それに對して唯一單位が決定されてしもうや否や他の單位はそれより除外されて居るから此の様な事は不可能である。成る程この一は確かに同種存在量の他の分子と置き替へ得られる。が又同時に唯一つが最終階段の慾望に貢獻し得る。故に吾人は財貨存在量の各單位を最終階段の慾望に對しては一度に評價し得ないで唯順次にのみ可能である。

もしワイザーの解釋の不可避的結果を前景にもたらずならば構圖は一層奇怪なものとなる。即ち同種の存在量の各單位を同時に同じ様に最終慾望階段に従つて評價するならばすべての慾望は無條件に全存在量に依存して居るに拘らず全存在量の價值は最終階段慾望充足の倍数にしかならない。そこでワイザーの立脚點は又他の珍奇な結果を生ずる。何となれば財貨諸單位の増加に伴つて此等諸單位

の全部價值即ち存在全量の價值は減少せねばならぬ。そこでそれから新たに入り來る諸單位は全存在量より見て零階段になる前でさへ負の價值を有する様になる。ベーム・パウワークの立脚點は限界効用理論から見れば矛盾であるがそれにも拘らず正しいものである。ワイザーは限界効用論者としては正しいが正しくないのは限界効用理論自身なのである。

上記のノイバウアー氏の所説は的確に限界効用學說の矛盾撞着を指摘せるものであつて全體量の價值と部分量の價值の不一致は限界効用學說の致命的缺點である。

要譯。ワイザーの論證を理解し得んがために次の如く指示しやう。吾人の効用表に於ける各財貨單位は一つの慾望階段を占める。財貨諸單位はその同種性に基いて相互に換置され得、その下に繼續的な變動が存在する。何故それ等が順次にのみ等價值を有し同時には有しなしかと云ふことは明瞭でない。その單位は全階段を十から一まで又はその反對を走り通さないものであるか。もしそれ等が同時に等價值であるべきならばこれは無條件に總てに屬するあの價值階段よりも他の價值であり得るだらうか。ベーム・パウワークは變動はその組織が固定を缺く限りに於ては存在することをよく洞察して居つた。

もし一點が固定せられたならばその時はこの一點は變動から除外される。しかし他の點の下に於て變動は依然として立派に存在して居る。もし今第二、第三等々の諸點が固定せられるも變動は一層少き諸點に制限せられ遂に最初の點に達して全く休止する。斯く動的組織内で一單位が一段階しかも最終の段階に固定されるや變動する諸

單位は自後十と二の間のみを動き得、それ故に各單位にとつては各階段は評價の基礎として役立つ得る。

財貨存在量の各單位が何時上記の固定的地位に在るだらうか。存在量の中にか。決してそうではない。これは存在量の概念に、諸單位の變動的組織に、諸單位の相互置換可能性に矛盾する事となる。

此の固定化性は存在量が消費される時にのみ成立する。消費されるものは變動から全く排除され、此の單位は一定の價值即ち唯一つの置換し得ざる効用を有して居る。固定化性にはゴツセンの法則では表はれて居ない場合があつて、ベーム・パウワックの見地が正しいとすればそれは丁度ワイザーの後に限界効用理論に残されたものである。これは然しながら確かに此の理論の大なる希望の後に豫期に反した極めて貧弱なる結果を齎らした。それは孤立存在量より財貨一單位が脱け失はれた場合である。財貨諸單位の同種性によつてどの諸單位が失はれようとも最終慾望階段は空虚となる。何となれば變動する諸單位は唯最後の段階を空虚ならしめるから。こゝではゴツセンの遞減法則に於ける場合の如くに固定化について文字通りには話され得ない。何となれば缺けたる單位が失はれても最終慾望階段充足されず、占有されずに残るから。しかし此の場合にも脱落せる單位と共に生じた損害は一義的に決定せられそうして最終の今後占有されざる慾望階段と等しき限り前に取扱つた諸場合に於けると事情は同一である。ゴツセンの遞減法則の缺陷を示すその理論が引續いてそれを完成する貢献をなした。がそれは餘りに少ない事はワイザーの云ふ如くである。何となれば限界効用の説明價值は唯孤立

存在量から脱落せる財貨諸單位の價值は如何なるものかを存在量の變動する組織からの離脱によつて直接に説明し得る點にある。

それによつて孤立存在量の埒外の財貨單位の價值判斷に關係する場合が明瞭になるが今や存在量の埒内の價值判斷の重要な問題が生じる。それについては吾人は何等の解答をも有しない。もし一つの孤立せる存在量に一單位が追加された場合此の單位はその孤立せる存在量が吸込まれない限り、變動する組織の中に結合されず唯孤立存在量に隣接せる最後の慾望階段を占め得るのみである。然るに孤立存在量の埒内の價值判斷の問題についてワイザーは一の解答を與へるべく努力したがそれは誤りなることが判つた。ベーム・パウワックは之に反して中途で停止した。存在量價值判斷に於ける此の不確實性は非常に目立つて居る。人はその同種財貨單位を如何に價值判斷するか。確にたゞ等しく、この點に於てワイザーは正しい。併し如何にしてと云ふことについてはベーム・パウワックは正當な道程を踏んで居る。彼は選一的價值判斷の總ての結果を援用すべきであつた。同種存在量の中で各財貨單位は順次に單に最終の慾望階段を占める許りでなく各階段を占めるのである。單に最新慾望階段によつて各財貨は選一的に評價されるのみならず各慾望階段によつて評價される。孤立的なる同種財貨存在量に於ける財貨單位の價值はかくして最終慾望階段に従つてははなく又最高慾望階段に従つてははなくすべての慾望階段の平均價值に従つて形成される。此の平均價值及びその基礎である平均的効用は限界効用と性質を同じくする。即ちそれは遞減的慾望階段よりとられた場合は矢張り遞減する。し

かしそれは同様に遞減し可變的であるに拘らず限界効用ほど痛切に感じない。限界効用は變化を誇張するが平均効用はそれを正しき規準に復歸せしめるとも言はれ得る。平均價值判斷と限界判斷との最大の差異は飽滿の場合に發生する。若し限界價值判斷によつて飽滿が漸く一の慾望階段で可能なりとすれば平均價值判斷によれば飽滿はすでに五と六の慾望階段にあらはれる。これは次の表で我々に明かに示して居る。

| 慾望階段 | 財貨單位 | (+) 限界評價 | (-) 平均評價 |
|------|------|----------|----------|
| 10 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 1 | 2 | 3 |
| 8 | 1 | 3 | 5 |
| 7 | 1 | 4 | 7 |
| 6 | 1 | 5 | 9 |
| 5.5 | — | — | 10 |
| 5 | 1 | 6 | — |
| 4 | 1 | 7 | — |
| 3 | 1 | 8 | — |
| 2 | 1 | 9 | — |
| 1 | 1 | 10 | — |

今効用表が平均價值判斷の基礎の上に生ぜしめる一般的な形態を表はそう。次の表はそれを明かにして居る。

| 慾望階段 | 財貨單位 | 存在量單位數 | 總和價值 | 平均單位價值 |
|------|------|--------|------|--------|
| 10 | 1 | 1 | 10 | 10 |

| | | | | |
|---|---|----|----|-----|
| 9 | 1 | 2 | 19 | 9.5 |
| 8 | 1 | 3 | 27 | 9. |
| 7 | 1 | 4 | 34 | 8.5 |
| 6 | 1 | 5 | 40 | 8. |
| 5 | 1 | 6 | 45 | 7.5 |
| 4 | 1 | 7 | 49 | 7. |
| 3 | 1 | 8 | 52 | 6.5 |
| 2 | 1 | 9 | 54 | 6. |
| 1 | 1 | 10 | 55 | 5.5 |

此の表は何等矛盾なく三つの要求を滿して居る。即ち(一)存在量の全部價值は繼續的に増大する。(二)財貨諸單位の價值は階段的に減少する。(三)存在量中にある財貨諸單位の價值は各單位に對し常に同じである。同時に又五と六との慾望階段の間にすでに飽滿が來て居ることも明かになる。

右の論述によつてほゞノイバウアー氏の平均價值說の本領とする所を知ることが出来ると思ふ。併しなほ今少しく彼の述ぶる所を聞く必要がある。

要譯。此の一般の場合の下に限界單位が零の慾望階段に振りあてられる最も興味あるものが存在する。此の零の階段は限界効用學說をして所謂自由財の「無價值性」を説明することを可能ならしめるものである。然しそのための學說にとつて最大の困難が丁度この零の階段から生じる。例へば一財貨の百單位の内唯一單位が零の階段に振りあてられるが如き場合に於てこれが全存在量の價值に決定的な影響を與へ得、又は存在量の各財貨單位の價值を本質的に侵害すること

が可能であるとする如きは全く誤謬である。限界効用理論は存在量が減少する場合にのみ説明を發見し得る。しかし吾人は存在量が變化せずあるが儘に評價さるべき場合にも説明を有しなければならぬ。さもなければ存在量が評價し得るためには先づその財貨單位を失はなければならぬのであらうか。その場合人が評價すべき何物をも有しない時に評價し得る事となる。平均價值判斷にとつては何等の問題がなく極めて容易に解決し得らるゝに拘らず限界効用學説は問題の解決を避けなければならぬ。この同じ困難が又填國學派を價格説明の際に窮地に陥れ限界購買者への逃避を助長した。他の購買者が觀察内に採入れられるとするもこれに對しては限界効用零が生じ得そうして一つの零からは如何に乗除してもそれ以上もそれ以下も生じない。今取扱つて居る問題は價格の形式に對しても亦重要性を有して居る。何となれば零からは何等の正の數の價格とならないから。もし限界効用學説の缺點が避け得られ此の學説が供する説明が他に何等か可能なりとすれば此の他の説明はおそらく一層正しいであらう。それは丁度平均價值判斷の場合である。又こゝで自由財の「無價值性」をも得るがもし一單位が零の階段に振あてらるゝらば吾人は各財貨單位を「無價值」なるものとして觀察する必要がある。なほ各一單位が零の階段に振あてらるゝが故に全存在量が無價值でなければならぬと云ふことは決して必然的ではない。

次の表は限界効用理論の不完全に煩はされず平均價值判斷によつて容易に此の問題を解決する。

| 慾望階段 | IV | III | II | I | 四種 | 財貨 | 存在量 |
|--------|----|-----|-------|--------|-----|-------|--------|
| 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 110 | 1,100 | 11,000 |
| 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 55 | 55 | 55 |
| 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0.5 | 0.05 | 0.005 |
| 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 100 | 1,090 | 10,990 |
| 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 單位數 | 11 | 110 | 1,100 | 11,000 | | | |
| 總和價值 | 55 | 55 | 55 | 55 | | | |
| 單位平均價值 | 5 | 0.5 | 0.05 | 0.005 | | | |

此の表は何等の矛盾なくして三つの要求を満す。第一に存在全量の價值は變化することなく、第二に存在全量中の財貨諸單位の價值は階段的に減少し、第三に存在全量中にある諸單位の價值は斯くして常に同一である。

これでノイバウアー氏の平均價值論の中樞部分たる該論文の第三節の大部分を盡したるものであるが慾望階段説を襲踏しながらよく限界効用理論を打倒し得たことは敬服に値する所である。然しながら飽滿が六と五の間の階段で生ずるとするは誤りであつて全部の飽滿から結果する平均

人口問題と人文地理學

人口地理學と——

經濟地理學に於ける社會的諸關係としての人口關係——

助教 中村良之助

近來論議せらるゝ所の人口問題を見るのに其多くは政策的方面に趨りつゝあるのを認める。然し此反面には理論的研究が行われつゝある事も知るがそれ等は主として統計學、經濟學、社會學或は優生學の立場からであつて、世界の人口は現在如何なる状態に存し如何に變化しつゝあるか、又將來は如何、の如き地理學的勞作は極めて僅少である。人口とは云ふ迄もなく一定の時と所を限つての人類の計數であるが又同時にそれは全地表に分布されたる人類の計數であるのである。此故に人口問題は夫れ自身の計數的結果、或はそれに對する考察が主であると共に其問題の職由する所は或人口量の生存、即増加する人口を支持するか爲の物資生産、配分の關係、生活保障の點に存するのである。換言すれば一定地域の人口生存量と生産總果との案配が謂ふ所の人口問題でこれは軀て世界の土地否地域と民族に關する事柄であり、土地の産業に依據する事が尠くないのである。茲に於いて人口問題は又地理學の研究成果に俟つ事の多い事が知られる。新興地理學の人文的部門の研究の速歩は漸や

く此人口問題に關心を向けるに至つた。現今世界の各地、各國が新しい經濟的、政治的平衡の状態に調整せんとしつゝあるに際して、人々が人口の分布は最緊要なる事由として此人口と究極的資源たる土地との案配の合理化を計らんとすの機運が胚胎しつゝある事が看取せられる。此爲に人口問題を論ずるに際して先づ地域の個性や地理的事情を知悉し而して地域の人口の即ち人口の分布と其地理學的認識を正整せなければならぬであらう。もとより人口問題の研究は多方面よりなされる。がしかし他の科學上の問題の如くに多數の科學よりの綜合的研究によつて人口問題もより完全なる研究の成果を得るのである。周知の如く人口問題は經濟學、社會學、統計學等の方面からより盛に研究せられてゐるが吾人は又、前述の意味に於いて更に地理學的研究の可能であり重要である事を主張するのである。かく論ずる事によつて人口問題の地理學的研究、反言すれば地理學に採り入れた人口問題とは如何なるものなるかが次に來る論點となる。——勿論此一部は前述せる所であるが——

惟ふに人口問題の性質は

△人口増加の原因の調査、及其對策と其れの實行に關する（稀に人口減少の問題）

ものであつて、

△從つて最よく居住可能な地域を開發利用する手段方法の發見

といふ事に歸するので、此後者こそは M. Aunousseau の説ける如く、地理學の研究主題となるものである。人口問題の地理學的研究は一義的に其人口の分布に關してである。即地球は現在如何なる條件の下に人類によつて居住せられてゐるかであり此人類の分布に基づいて將來其土地

は幾何の人類を居住せしめ得るかの將來の可能の局限に就いても推理せねばならぬであらう。かく時間的の地域の類推は同時に又空間的に一斷時間の地域的個性を確める事によつて可能なので要するに此人口に關する地域の個性は人口問題の研究に就いて重要な意義を有せしめるものとなるのであらう。何となれば人口問題は既述の如く、超越的絶對的意義を有するものでなく、土地と人或は資源特に食料資源と人との間の相對的現實的性質に意義が存し、人口學説は所謂環境に對應して論ぜらるべき相關性或は循環性を有するものであるからである。故に此點に於いて他の諸科學の餘り關知せない所で獨り地理學が性質上地表の現實相を重視し地に即するの所以になされる當然の、且つ必要の役割を斯學に於いて負擔しやう事に就いては異議はないであらう。

註 後述人口地理學と他の類似科學との説明參照。

事實人口の總數、密度はもとより出生、死亡、婚姻、移出入、更に職業、年齢等、何れも地域の人文現象に個性を附し變化あらしめる原因であり、地域の特異の indicators をなすものである。地理學の定義に關しては時代と學者によつて意見を異にしてゐるが、地理學が地域に關する現象の分布の學であり歸する所、地表上の分布現象を研究對象としてゐる。而して、人口が地域に於ける分布の現象にある事は明瞭で地表上の人文現象を作製する原動力となりつゝあるのであるから、茲に地理學は當然これを研究の對象に採り入れ得る、否採り入れねばならないのである。かくして人文地理學が斯く人口現象に關する研究主題を盛る時に人口地理なる一部門が分化するのである。近來、人口問題が世の視聽を引き其研究が盛となるに至つて此人口地理の研究と止揚が遂に獨立部門と

して人口地理學の稱道をなすに至つたのである。云ふ迄もなく人類は地表に不平等に分布し、生存し、不斷に變化流動しつゝある。出生、死亡、移住がある。人口地理學は此現象の分布に就いて正確に認識する事を第一義とする。此處に認識とは一に其現象の基礎的認識、即存在せる人口計數の認識であり此爲には勿論統計學等の補助を藉るとしても地理學的方法によつて換價せられねばならない。次に此計數の認識と同時に地表面に如何に配列せられてゐるかの認識と描寫が使命となる。かくて、之を地域に綜合、環元して分析、説明せられるのである。これに關して斯學の研究對象或は方法論が決定せられるが、此處では如上の如き簡單なる斯學の紹介に止めておいて、次に人口問題に關して人口地理學の參與する分野を他の諸科學のそれより分明する爲に石橋博士の説明（地理學講座第六冊人口地理）を藉りやう。此説明は反面に人口地理學の視野を抽出するに役立つであらう。

人口地理學と類似諸科學

統計學との關係 人口を取扱ふ學問として最も深き關係に立つものは統計學である。今日の統計學を見るに、其の人口統計論中には或は世界の人口數あり或は人口の密度あり或は統計地圖の作成あり、又出生率、死亡率と氣候季節との關係あり、これ等は予の主張する人口地理學の領域中に屬するものである。何故にこれ等が統計學者によりて取扱わるゝやと云ふに、主なる原因は統計學の概念に對する歴史的影響である。統計學は第十八世紀の頃までは甚だ廣汎なる學科であつて、當時統計學者シューツェルは「國及び人民の統計は國家の現象の總體なり」と言ひ、

又「歴史は連絡せる統計にして統計は静止せる歴史なり」と言ふてゐる然るに當時の地理學も亦普遍的學科であつて、シューツェルと相前後せるヘルデルは「歴史は連絡せる地理にして、地理は静止せる歴史なり」と言つてゐる。かくの如くであるからドイツ邊でも、最近まで統計學と地理とが互に明確分野を有してゐなかつたのである。第十九世紀より第二十世紀まで連續して發行せるドイツの著名なる地理の雜誌の名にドイツ地理統計時論 *Deutsche Rundschau für Geographie und Statistik* とあることによつても、如何に兩學科が類似近接してゐたかがわかる。故に人口に關しても當然地理學に屬する上述の事項が統計學の中に包含せられてゐるのは又自然の結果である。

人口地理的要素の統計學的研究、併し乍ら今日統計學の中に、一見地理學に屬する事項が包含せられてゐるやうであつても、若し仔細に觀察すればその取扱ひ方が、同じく地理學でこれ等の項目を取扱ふのに對し著しく異なつてゐるのである。近時の統計學は廣汎なりし過去のそれと異なり、内容が整理せられ、單純化せられ、嘗ては統計々數の實際的解釋をも試みた統計學が、今日では或は數價を抽象的に考察し、或は統計技術を科學的に研究し、唯數其の物の取扱ひを以つて満足してゐるやうである。従つて人口問題についても、人口の階級、人口の變化、人口増減の極限等を説くも、唯數理の上より論ずるのであつて、數價の實際上の解釋は措いて問わないのである。又統計學者の作成する人口密度圖の如きも、唯人口密度の階段を設けて圖上に描寫するだけであつて、圖表にて示す代りに地圖を借りたと云ふに過ぎず、地圖其のものを指示せる土地の性質の如きは顧みないのである。要するに、今日の統計學は數の科學

であつて、數の指示する内容の解釋をなさないのであるから、假令其の研究事項に地理的のものがあつても、其意味は大いに異なつてゐるのである。

統計學がその範圍中に今尙ほ地理的事項を含みながらも、實質が變つて來たために、從來統計學者が干與してゐた世界人口の統計の如きは、今は全く地理學者に委ねられた、否地理學者ならでは出來ぬものとなつた。上述の如く世界諸國に於いて所謂統計學的人口統計を有するものは比較的少く、世界には之れを有しない廣い地域があるから、これ等の地方の人口は實際これ等の地を旅行せるもの若しくはその地方の地理研究者の計算に據らねばならぬのである。即ち第十九世紀の半ば以來、世界人口の計算は凡てベーム、ワグネル、ズーベン等の地理學者のなせし所であつて、統計學者は干與しないのである。故に一九〇四年ベルリンに開かれた萬國統計學會は、世界に於ける正確なる人口調査なき地方は、萬國地理學會の研究にまつべきものなりと決議してゐる。世界人口の調査は全く地理學の領域と認められたのである。

要するに統計學と人口地理學とは、その研究範圍が相扞格するやうであるが、實は然らずである。尤もこの種の學的概念の自覺なき統計學者中には、今日と雖も漫然として地理的事項を羅列するものも少ないのは又巴を得ない所である。

經濟學との關係 統計學と同じく經濟學に於いても人口は重要な研究題目である。併し乍ら統計に於て人口が唯數價の抽象的研究であるのには對し、經濟學では人口と經濟生活との關係即ち經濟生活への影響經濟生活よりの結果が問題となるのである。反言すれば生産、消費、分配

等の上に如何に人口が働かかを知ることである。故に地理學上では最も重大なる人口と地域との關係の如きは經濟學より見れば間接的であつて之れが經濟生活を動かすに至つて初めて研究の視野に入るのである。

社會學との關係　社會學に於いても人口は屢々個人として、家族として、民族或は人種として、社會構成の基礎的要素であるから研究の對象たることは勿論である、唯之れも統計學と同じく、従前は自然環境との關係が論ぜられ、餘程地理學と類似せる色彩があつたが最近は人口それ自身の地理的解釋よりは人口の多寡、疎密、増減等が直ちに社會に及ぼす影響、例へば階級鬭争、社會道德或は人口制限の如き問題に没頭するから、人口地理學と觸觸することは殆んどないのである。

これ等を要するに人口問題は統計學、經濟學、社會學その他の諸科學に於いても研究はせられてゐるが多くは人口を抽象的に取扱ひ、現實の人口とその地域との關係を考ふるものは現今殆んどないのである。(未完)

——(第一八頁より續く)——

點が六と五の中間に生ずると解釋せねばならぬ。此點は同氏の誤解と考へられる。

塊國學派の主張する限界効用理論の基礎をなす慾望階段説は異種慾望を階段的に配列せるものであつて理論的に許すべからざる獨斷を敢てして居るものである。メンガーによればかゝる階段は慾望の強度によつて定めらるゝものであるが強度は時處的に變動するものであるが故に豫め慾望階段を一定することが出来ない。豫定し得ざる慾望の強弱を以て價値測定の尺度として先與することは不可能である。慾望の強弱によらずしてそれよりも一層固定的な慾望階段設定が可能であるがそれは生活の維持發展の程度に目標を置くことによつてなし得る。生活のより大なる

發展は豫見的に階段付け得らるゝを以てかゝる階段にあてはめて財貨單位の價値を階級付けることは不可能ではない。併しかゝる階段付けはメンガーの階段付けを根本的に破壊するものであるから究極に於てノイバウアー氏のメンガー式階段的平均價値説を根本的に非認することゝならざるを得ないのである。斯論については今茲に詳述するの餘白を有せざるを以て他日既述の英語論文をそのまま掲載するの機を得たならばその時に充分の理解を讀者に與へ得るであらうと信ずるを以て今茲には省略するがしかし兎に角にノイバウアー氏の論文を讀むものはメンガー式慾望階段説の基礎の上に於ても限界効用理論は成立不可能なることを知り得る

結　　語

ノイバウアー氏の論文には右に紹介せるもの以上になほ後の二節の長文が藏されて居るけれども中樞理論を遠ざかるを以て右の第三節のみに止めて置き他日機會あらば更に紹介するであらう。限界効用理論と限界生産力、限界生産費等の理論とは全然本質を異にするものであつて限界効用學派の中に限界生産力説等を主張する學者を包括せんとする試みは全く誤りである。吾々は此等を決して混同してはならない。ノイバウアー氏の後の節の中に限界生産力等について述べてあるがそれは全然取り去るべきものと思はれる。

筆者の論文はフランスのシャルル・ボーダン氏にも送達されたるを以て同氏からも何等かの言葉を聞くを得ると考へる。ノイバウアー氏の所説と筆者の所説を比較論評するに最も適當の地位にある人はボーダン氏である。而して吾々三人が協力するならば全世界の經濟學界に平均價値説を承認せしむることは難事にあらずと考へる。(昭和六・九・二二)

ハイデガーの カント解釋 (四)

講師 菅 守 常

認識の有限性の本質

直観の有限性の本質は何に基くのであるか？人間の直観の有限性の事實ではなくしてそれによつて人間の直観の有限性の會得し得らるる内面的可能性の根據をいづくに求むべきであるか？これに答へんためには私たちは先づ、有限なる直観とはいかなる直観であるかを、そしてまたこの直観にもとづく有限なる認識とはいかなるものであるかを示めしてみなければならぬのである。

私たちは先づ否定的に、有限なる認識とは創造的ならざる直観といひ得るであらう。有限なる直観が、直接にその具體的な個別的なる相に於いて顯はすところのものは、直観せられるまへに、直観せらるるがためには、既にそこにあらねばならない。有限なる直観は、それ自身で直観せらるることをまたすしてすであるところのものを前提としなければならぬのである。それ故にこの直観に於いてあらはされるものはかくの如くすであるところのものからしてとり出されたものでなければならぬ。故にこの直観は *intuitus derivativus* 註(一)と呼ばれる。即

ち引き出された、或ひは、かりられた、或ひはうつされた直観である。有限なる直観は、自からのうちより、自分に對して、對象を、或ひは對象となるものを與える、或ひはつくり出すことは出来ない。それは自分に對して、對象が與えられなければ、或ひは與えられてゐなければならぬ。あらゆる直観が直観として、うけとる(與えられるものを)と云ふ仕方であるのではなくして、ただ有限なる直観のみが、與えられる、或ひは、うけとるといふ仕方であるのである。それ故に直観の有限性の特性はうけとるといふ仕方即ち *receptivität* 註(二)にあるのである。有限なる直観はそれ故に、うけとらるべきものが、うけとられ得るやうにあらぬならば、即ち、うけとられ得べき可能性を與えてゐなければ、示してゐなければ、これをうけとることも出来ないのである。それ故にまたそのうけとり方のもとを、うけとらるべきものに於いてもつてゐるのである。即ちそれに影響 *affizieren* 註(三)されずにはゐないのである。

註(一) *intuitus derivativus* は一般に派生的直観と譯されてゐる。しかし私はこの譯語をこゝに使用することをしばらく控えて置きたい。*derivativus* の *derivare* は引き出す、移す、の意がある、引き出される、移される、とはいかなるものであるか、そしてこのもとを前提とするかぎり、移すのう、つすが映すのう、つすとは何等の聯關に立つてゐることも必然であらう、直観とは本來見のみ、と云ふ意味をもつならば、みう、つすといふことが有限なる直観の必然的なあり方であらう。かくして人間に固有のみ、といふあり方の様々の意味を分析する手がかりもこのやうなみ、かたから把握出来ないであらうかと私は期待してゐるのである。

註(二) *receptivität* は受容性と譯されてゐる、勿論それでいゝのではあるがこの *receptio* *re* (agant, wieder) の意味と受容のうけとると云ふ仕方といかなる

關係に立つのであるか recognition は是認ともまた或る場合には再認とも譯されるこの場合の事と同様に receptio の事とつけると、うけいれるの解釋學的必然性根拠を考へるとき人間の直觀の仕方と言語との關係にぶつからなければならぬ、直觀と言語といかなる關係に立つか、この關係はいかなる仕方の方に於いてのみ顯はにされるのであるか、存在論はこれに對して如何なる役割を持つか、また餘談ではあるが、ハイデイガーが言葉を弄する風があると云ふ一部の非難者はこの事實を見てゐるのであるか

註(二) affizieren は觸發と譯される、この語の本來の意味は einwirken auf と云ふことであるこの譯語が本來の意味をあらはとすよりも逆に蔽ひかくす役目を持つて來たのではなからうか、或る見地に立てば觸發でよいかも知れないが、その見地が唯一の可能な見地でもなければ、その可能性を全部つくしてゐるでもないことを私たちは忘れてはならない。干與といふ言葉を私は暫定的ではあるが使つて見たいと思ふ。

認識の本質が先づ第一に直觀に存するが故に、そしてまた形而上學の全基礎付けにとつて有限體としての人體が主題となるが故に、正にそれ故にカントは批判の第一命題につづいて、すぐに次の如く云つてゐる。「この直觀は私たちに對象が與えられるかぎりには於いてのみ成立する。しかも又、對象が私たちに與えられるといふことは、すくなくとも私たち人間にとつては、對象が心性に何等かの仕方で影響(干與)することによつてのみ可能なのである」(註二)「私たち人間にとつてはすくなくとも」と云ふ言葉は第二版に至つてはじめて挿入せられたものである。このことが一版に於いては、もとから、有限なる認識が主觀であつたことを一層明かならしめる。

註(一)「對象が與えられることは對象が心性を觸發するからだ」と云ふ意味にこ

の命題を讀むことは本來批判の意味及び問題提出方法を殺してしまふことになりはしまいかと私は恐れてゐる、對象が與えられる事の事實は、現實であるが故に、その現實性の根拠として現實的な觸發といふはたらきをもつて來るならば觸發こそは問はるべきものとなる外はない、觸發は現實だからそれ以上答へられないと云へば批判は成立せぬ、この事實の現實性そのものが如何にして可能なるか、問題なのである。與えられることではなくして與えられると云ふこと、可能性を求めんとしてゐるのである。カントは主客の對立にそれ程とらはれてゐたのであらうか？主客の對立を前提として私たちがカントを讀んで作たものではあるまいか。形而上學の基礎づけに於いては、或ひは transcendente Philosophie に於いては、いかにして可能なるかが問題なるのみではなくして、いかにして可能なるかといふ仕方の方に於いてのみ問題を提出し得るのであるといふ根拠の提示を求めんとすることも含まれてゐるのではないであらうか？

有限なる直觀としての人間の直觀はうけとるといふ仕方であるが故にうけとるといふ仕方、すでにあるところのものに「參與」し得るためには、あるところのものがこの參與をゆるしてゐなければならぬ、ゆるされた參與はあるところのものに干與せられてゐるのである、かかる干與に應ずるためには、應ずるための道具がなければならぬ、即ちそれに應ずるところのもの、感能(die Sinne)がなければならぬ、人間の直觀は、この直觀がそれにもとづく干與が、感能の道具即ち感官によつて生ずるからではなくて逆に、私たちの現實存在が有限なるものである——即ちすでにあるところのものに於いてその存在をもち、これらのものに引き渡されてゐるが故に、必然的にすでにあるところのものをうけとらなければならぬ、即ち、あるところのものに、自らを示めす可能性

を提供せなければならぬからである。かくしてあるところのものに自らを示めせしむるためにはそのための道具が必要である、感能性(感性)の本質はそれ故に直観の有限性に基くのである、干興をうけるための道具は干興をうけるといふことが有限なる直観即感能性(感性)のもちまへであるが故、必然的に感能の器官即ち感官なのである。カントはかくして始めて感性の感論的ならざる、即ち存在論的なる概念を獲得したのであつた、それ故に、このことにしたがつて、あるところのものゝ經驗的(感覺による)干興をうけたる直観が必ずしも感能性の全部を掩はなるとするならば、本質的に云つて非經驗的感能性の可能性を論ずる餘地も残されてゐるのである。(註一)

註(一)「感能」性的直観は純粹直観(時間及空間)なるか、もしくは感覺によつて直接に空間及び時間中に實在的として表象せられるものの經驗的直観である。(B一四七)

認識するとはまづなによりも直観することである、即あるものを直接にそのものとしてあらはす表象の仕方である。さて有限なる直観が認識としてなり得るためにはそれは、あるものそのものを、それが何でありまた如何にあるかといふ點に於いて「たれにもいつでも、あらはなるものとして達し得るものたらしめ得なければならぬ。有限なる直観の仕方に於いて生くる人々は、あるところのそのときそのときの直観を相互にわけ持たなければならぬ(僕が赤くみるところのものを君もまた赤く見なければならぬ、僕も君も赤をわけ持たなければならぬ)しかしながらさて、有限なる直観は直観としては、先づさしあたつてはつねに、そのときそのときの直観せられたる個々のものにとらはれた(し

ばられた)まゝに止まつてゐる。直観せられたまゝのものは、各人がそれを、自分にそしてまた他の人にわかり得るものたらしめ得たとき、かくしてそれを共にいつ即ち告げ得たときのみ認識せられたるものとなるのである。それ故に例へば、かくして直観せられたそれだけのもの、この白墨の切れは私たちがお互にこのものそのものを、私たちにたれもとつて異ならないものとして、それ自身であるものとして、一樣のものとして認識し得るためには、白墨として或ひはまた物體として規定されなければならぬ有限なる直観は、認識であり得るためにはいつも、直観せられたるものを、これこれのものとして規定するか、かかる規定を必要とするのである。

かくの如き規定に於いては、直観によつてあらはされてゐる(直観的に表象された)ものはまた更に、……として……といふ見地から、それが他のものに通してゐる點に視點を於いて、即ち一般に於いてある見地から表象せられるのである。であるが規定するとはこの一般的なるものそのものを主題としてあらはさうとするのではないそれはこの(白墨)の物體性を對象とするのではない。直観に於いて表象せられてゐるものを規定して行く表象の仕方は勿論一般的なるものを視線をそそぐのであるけれども、それはただ、これを視野にいれながら直観せられた個々のものに向ひそれをこの視點からして、しかじかと規定するのである。かくの如き一般的なるもの見地に立つ表象の仕方は、直観をたすけて、直観に於いて表象せられてゐるところのものを、個々のものがそれをわけもつところのある一つのもの下に收さめられかくしてこの一つのものに屬する即ち一つのものが個々のものをすべてゐる(包括)と云ふこと

にもとづいて、それが多くのものと通じ合ふ、即ちあてはまる、とぼると云ふことによつてより一層あきらかなものたらしめるのである。カントはかかる表象の仕方を *representatio per notas communis* 「概念に於ける表象」と呼んでゐる。規定するといふ仕方に於ける表象の仕方はそれ故に「表象(直観)の表象(概念)である。それはまたとりもなほさず、或るものをついて或ることをいひはらはすことに *Prädication* でもある。「判断は或る対象の相接の認識である。それ故にこの対象の表象の表象である」「判断の能力」は悟性である。悟性にのみ属する表象の仕方が直観を「會得し得らるる」ものとなすのである。

判断による規定が本質的にして直観に依存せなければならぬかぎり思惟は直観につかへるといふ仕方です。この直観と合一(*einigen*)せなければならぬ、かくのごとき合一(綜合)(*synthesis*)によつて思惟は相接に対象と關係するのである。対象は思惟と直観との統一に於いてあらはされる。*offenbar-wahr*

註 あらはになるとはあきらかであること、そしてそれは蔽はれてゐないこと、

これがいかにして *wahr* 眞と聯關するか、あらはであるとは、みとめらるべくある(蔽はれたものゝはみとめ得られない)みとめらるべきのべきに重點を移せば、まこと、それ以外にはない、すなはち眞となるのではないであらうか。

このことにしたがつて、思惟と直観の綜合が私たちがそれにむかつてあるところのものを、あらはならしめる。それ故に私たちがこの綜合を *Wahr-(offenbar-) machende, veritative* (顯「眞」相的綜合) *synthesis* と呼ぶ、それはまへに、あるところのものゝ實質的規定性を「もたらす」といつたものと一致するのである。

かくの如き顯相的綜合にいて直観と合一するところの思惟は、また一方それ自身で判断とし、尙ほいま一つの合一(綜合)なのである。カントは云ふ「判断は種々の諸表象——それが一つの概念をかたづくるかぎりに於ける——の意識に於ける統一の表象、或はこれら諸表象の關係の表象である」判断は「統一(といふ)機能」である。即ち述語としての性格に於ける概念の諸表象を綜合してゆく二概念の統一する表象の仕方である。かくの如く性格の統一をもつ表象の仕方を私たちは述語的綜合と呼ぶ。

この綜合はまた更に、判断がそれに於いて主語と述語の結合としてあらはれるところの統一の仕方と全く同じものではない。この最後の主語と述語の綜合を私たちは文法論的綜合と呼ぶ。

それ故に有限なる認識一般の本質をかたづくる顯相的綜合は、必然的に述語的綜合と文法論的綜合とを諸綜合の構造的統一として自らのうちに包んでゐるのである。

それ故に若し人が、認識の本質はカントによれば「綜合」であると主張するならば、この主張は、綜合といふこの表現が、その多様な意味が規定されないかぎりには、無意味な主張にすぎない。

有限なる直観は規定せられなければならないものとして悟性に依存してゐる。悟性には直観の有限性が属するのみではなくして、有限なる直観のもつ直接性さへもが缺けてゐるが故に一層有限的である。悟性の表象の仕方は迂曲をへなければならぬ、それによつて、そしてそれをもととして若干の個々が概念的に表象され得るものとなるところの一般的なるものに(ひとたびは)視線をそそがなければならぬのである。悟性の本質にもとづく迂曲性 *Diskursivität (dis=um)(oder weg cursus=lauten)*

は悟性の有限性の最も明らかなる指標である。

さて受容としての有限なる直観の形而上學的本質は、直観（註二が直観としてもつところの一般的特性をそなへてゐる、即ち「あらはす」gebendといふ特性をもつやうに悟性の有限性も、なほ、絶對的認識に本質的に類する相を即ちursprüngliche(entspringenlassende)Anschanung「根源的直観」に類する相を帯びてゐる點もあるのである、根源的なる直観と自分自身から、直観することのうちに直観によつて、直観せられうるものを、はじめてあらしめるのである。悟性は勿論——有限なる直観にむすびついてゐるものとして——この有限なる直観と同様に、はじめてあらしむるといふ仕方即ち創造的ではない。それはあるところのものがあるところのもの、たらしめることは決してない。しかしそれは直観のうけとるといふ仕方との區別に於いてもたらず（とりいだしてあらはれてゐるものとする）といふことの一つの仕方である、あるところのものについての判断は、直観によつて表象せられてゐるものが、それに於いて概念的に表象されるところの一般的なるものを、全然無からしてあらしめるのではない。一般的なるものもその實質内容から云へば、直観されるものそのものから汲みとられるのである、單にこの實質内容がいかにして多くの個々のものをつつんでゐる統一としてこの多くのものに通ずるあてはまるかといふことが、悟性の所作なのである。（未完）

——第二頁より續く——

賛し三條太政大臣に切にその實行を迫る。勝安房大隈重信大木喬任氏等平和自重説を唱へたるも及ばず明治六年八月廟議遂に征韓に決し將に斷

行せんとす偶々同年七月より九月にかけさきに明治四年十月歐米特派全權大使岩倉具視副使木戸季孝大久保利通氏等一行の歸朝するあり（明治六年五月大久保氏、同七月木戸氏、同九月岩倉氏歸朝す）。乃ち六年十月十四十五の兩日正院會議となる岩倉木戸大久保氏歐米諸國の事情を説き外征の時期にあらず先づ内治を先にすべきを力説したるも征韓論優勢なり茲に於て木戸大久保氏等連袂桂冠に決し岩倉氏亦辭意をもらす三條首相時局の收拾に迷ひ遂に病を發して起たす。ために同月廿日岩倉氏代りて大政を攝行し非征韓論を持して譲らず同月廿四日宸斷を仰ぎ征韓の議を止むる旨の上諭ありのち西郷副島後藤板垣江藤氏等五參議の辭職となり伊藤博文勝安房寺島宗則氏參議となる。朝野ために騒然人心恟々たり。而して五參議の下野は政治運動に對する強烈なる刺戟となる即ち政治運動は二つの異なる方向を採れりその一は板垣後藤副島氏等の民選議院としての言論運動でありその二は西郷江藤氏等の武力運動之である。

明治六年十月十九日政府は新聞紙發行條目（十八ヶ條）を定め言論機關の取締を嚴にし新聞論客志士の言論を封鎖せんとす。同年十一月十日内務省を置き大久保利通氏その卿たり同年十一月十九日伊藤博文寺島宗則氏政體取調掛に任命せられ銳意調査取調に淬勵す。

かゝる時勢に於て政治は政府要路者の專斷によつて決することなく衆議により公論によりて決することを要すとなす一般的思潮傾向の具體的表現として「民選議院設立建白書」の提出となる。（未完）

學 內 報

第六回大學祭豫報

第六回大學祭は来る十月十一日(第二日曜)千里山學舎に於いて開催されることとなつた。目下各委員は準備に忙殺されてゐる。なほ行事種目の概要は左記の通りである。

- 一、記念講演會
- 二、音樂會
- 三、展覽會
- 四、馬術大會
- 五、運動競技

動 靜

住 所 移 動

後藤 武夫氏 (協議員) 今回區劃整理の結果左の如く町名番地改稱

東京市京橋區木挽町二丁目一、五

本莊鐵次郎氏 (教授) 兵庫縣川邊郡多田村字東

多田

中村良之助氏 (助教授) 三島郡西吹田泉町三二六

一、山崎市場踏切西

山岡以知子刀自——本學贊助員山岡以知子刀自は豫て

病氣療養中のところ九月二十四日遂に長逝せられた。

校 友 彙 報

大阪府會議員當選の校友諸氏

今回の府縣會議員選舉に於ける本學校友の當選者中大阪府の諸氏は左記の通りである。

- 富田 貞 男氏 (大三 專法)
- 押谷 富 三氏 (四五 專法)
- 小川 英 三氏 (六一 專法)
- 龜井 謙 太郎氏 (推)
- 田 中 藤 作氏 (六一 專法)
- 辻 利 平氏 (四四 專法)
- 名越 民 次郎氏 (推)
- 木下 清 一郎氏 (六七 專法)

動 靜

橋本 利八氏 (六一 專法) 敦賀稅關支署より大阪稅

關長官房に轉勤、住所は港區八條通一丁目五。

富川竹次郎氏 (六一 專法) 大阪市住吉區役所第一出

張所より市土木部庶務課に轉勤、住所は兵庫縣川

邊郡長尾村中筋。

市村 敏夫氏 (昭二 專法) 松山市愛媛新報社理事を

辭し、愛媛縣知事官房統計課に勤務、住所は松山

市昭和町五七。

米良貫一郎氏 (昭二 專法) 警部、大阪府今宮署より

内務省警保局に轉勤、住所は東京市外濠橋町柏木

三二六。

戸澤 武氏 (昭三 專法) 大阪機械製作所長岡工場

より同本社に轉勤會計課に勤務、新住所は西淀川

區野里町二二九。

栗本 隆氏 (昭六 專法) 合資會社ヒノデ商會を辭

す。

移 動

- 梶本 辰尾 (四四 專法) 住吉區住之江町二五二
- 清水 郡造 (六七 專法) 神戸市湊區米室町二丁目三
- 西本 寛一 (六一 專法) 西區阿波座四番町三四
- 名倉 熊藏 (六一 專商) 西成區新町通二丁目六
- 坂口 軍司 (大二三 專法) 中河内郡八尾町山本
- 八田 薰 (大二三 專商) 福岡市管子町一三一
- 佐藤 芳太郎 (大二三 專商) 東京府下板橋町下板橋大山
- 一五六
- 杉山 志敏 (六一 四專經) 朝鮮總督官房國勢調査課
- 谷口 隆佳 (六一 五大法) 兵庫縣寶塚御殿山
- 森本 勝一 (六一 五大法) 港區石田元町一丁目五ノ一
- (舊姓三木)
- 内田 蕊 (昭二 大商) 東成區北生野町二丁目六七
- 中川 貞顯 (昭二 專法) 泉北郡鳳町字大島五四八
- 岡本 政一 (昭二 專經) 港區吾妻町一丁目一三
- 高橋 次郎 (昭四 專經) 住吉區南田邊町一〇八一
- 舟渡 與三松 (昭四 專文) 三島郡吹田町串原三二三〇
- 今井 憲夫 (昭六 大法) 港區東田中町二丁目一三四
- 清水 安義 (昭六 大法) 東京府下大井町三四三八、
- 柳水館内
- 萩野 勉 (昭六 大英) 東京市馬込町字谷中二〇英
- 吉富 胤彦 (昭六 大英) 横濱市中區南太田町二〇二
- 三、阿部方
- 孫 小 奉 (昭六 專法) 兵庫縣社會課
- 柳田 榮次 (昭六 專商) 住吉區丸山通一丁目一
- 土方 殿雄 (昭六 專商) 北區澤上江町六丁目五ノ四

皇陵崇敬會

第二次第三十三回例會——六月十二日例會を淡之輪方面に行ふ。

當日今にも降り出しそうな悪い天氣を氣にしながら定刻九時難波驛前に集る者五名。

九時二十分の急行にて出發一時間餘にして淡之輪に着、直に垂仁天皇皇子五十瓊敷入彦命宇度墓に參拜一同記念撮影の後解散す。

當日の參加者次の如し。

香坂先生、田畑、寺島、三上、大野

後醍醐帝陵參拜並びに大峯登山記

綠濃き夏草にとざされてゐる時降り續いた雨も止み太陽が淺日目の顔を東の山に現す頃我等一行七名は靈峰大峯登山後醍醐帝陵參拜の豫定を敢行した。この日即ち七月十九日郡山驛を發し下市日に降りたのが午前九時。此處より洞川迄約五里、これが今日の行程である。街村下市の町を過ぎた頃より雨あがりの道は進むにつれて次第に急阪となり或は懸崖として晝なほ暗い森林をくぐり、或は一方は懸崖絶壁片方は千何の谷その間にある蜿々たる小路を登る。正午近くになつて道の傍なる一軒茶屋にて晝食を濟ませ、しばらく休憩

の後唯足の踏むに任せ幾つかの峠を越してめざす洞川に着く、一同龍泉寺に詣で、宿屋に草鞋の紐を解いたのは午後五時であつた。其の頃より暗騰たる空となり何時止みそうにもない雨に皆の心は暗く、不安の中に第一夜は明けた。

外には銀系のやうな雨が未だに止んではゐなかつた。朝飯を濟ませ記念撮影も終つていよ／＼午前七時宿屋を發足した。大峯第一の行場蟠螂の岩屋に這入つて先づ水の化學的營力に驚く。天を壓する森林の中の急な勾配を登る事八十八丁の間、もれる鶯、杜鵑の鳴聲に耳をたて、視野は全く綠色に掩はれた限りなき連峰聽覺に視覺に一途仙境の感がある。やうやくにして洞辻茶屋に着き暫く憩うた後、行の準備をなした。何時とはなしに止んでゐた雨も思ひ出した様に降り初めた中を山先達に導かれて行場へと向つた。先づ鐘掛岩を壁ち御龜石を拜し、身の毛のよだつ西の覗きも終り、それより裏行場へと進み蟻の戸渡り、平等岩の難所も過ぎて頂上の本堂に參詣し内陣を拜觀して又もとの茶屋へ戻り、晝食も終り憧れの靈峰に後に下山、超スピードで坂を下る事百八十丁、七時半ころ吉野櫻木坊へ迎り着き、一同登山の疲を癒し團欒の中に床に就いた。外はまだ雨、第二夜を明るも亦雨である、當坊の寶物を拜觀し漸く出發したのは十一時、それより如意輪寺に參詣、後醍醐天皇の御陵に顔き、懐古の情に打たれた。それより山日神社、吉水神社、藏王堂、吉

野神宮に參拜、神宮前より電車にて榎原神宮に參拜し郡山驛で下車一同満足して散會した。時に午後五時。參加者藤本兄弟、寺島、田畑、吉岡、乾、三上、

乾、三上君報



基督教青年會秋季總會

基督教青年會

秋季總會——九月十九日(土)午後三時よりクラブハウスに於て、聖公會傳道局長深田直太道師を招聘して秋季總會を開催した。

先づ法三櫻井君第一部の司會者となり、讚美歌聖書朗讀祈禱の順序で深田師の講演に移つた、同師はマタイ傳第七章を引用され三十年の永き信仰生活と傳道生活とを通じて得たる清き體驗を理論的に或は信仰的に我々の前に披瀝され、我等主にある青年學徒の進むべき信仰道程を明らかにされたのであつた、特に同章二十一節「我に對ひて主よ主よといふ者、ことごとくは天國に入らず、たゞ天にいます我が父の御意をおこなふ者のみ之に入るべし」の一節を強調せられ、我等は決して行爲のみでは天國に入る事が出来ない、過去に於て善き行爲をなしたからといつても、又現在に於て善き行爲をなしてゐても或は未來に於て之を爲さんと考へてゐても其丈では決して天國に入る事が出来ないのである、神の要求する處のものは只外見的な行爲のみではない、則ち天國に入るべき要素換言せば救ひにあづかる大切なる要素は魂の問題である、自分は神に向つて進むつゝあるか」と云ふ事を先づ定めて置なければ其の行爲も神の前には空しいものとなるのである。要するに主にある者にとつては善き行爲は何等の苦痛ともならず必然的に爲されるのであるから我等は行爲にのみ眼を向ける事なく行爲の由て來るべき魂に着眼して常に「我等は進むつゝあるか」と言ふ事に心すべきである、と結ばれた。

次で本會々長片山正直先生立たれて、深田師に對して御來學の勞を感謝されて後、凡そ我々人間は過去に

生き現在に生き且未來に生きんとするものである、現在に過去の延長であり未來は現在の延長ではあるが、其實現と云ふも時間的に考ふる時現在に過去の延長に未來となつてゐるのである、故に我等は過去を通じて現在に生きるのではなく未來へへと生きて行くのである、然し其時我等の要求する處のものは何か、それは我等の人格と生活に對する理想である、則ち何處に理想の標準を求むべきかが問題となつて來るのである、茲に於て我等は過去を顧みて最も完全なる人格を標準とし之を理想として未來に向つて自己完成に力むべきである、その過去に於ける人格とは誰か、則ち主イエス、キリストである、との挨拶があつた。以上を以て第一部を閉ぢ一同カメラに入り暫らく休憩の後第二部に移つた。

第二部では法二宮地が司會者となり、一同食卓につき談笑の中にフォークとナイフとを持つ事になつた、此時來賓の西區商業學校教諭飯島氏が熱誠なる御獎勵を下さつたので會員一同に於ても自己紹介を兼ねて各自信仰に對する感想を語り合つて、最後に四六二番の頌詠を歌つて深田師の祝禱を以て閉會した。

——宮地君報——

國際聯盟協會關西大學々生支部

部員のキャンフ——去る五月のピクニックに於て好成绩を得た當部は今回夏季休暇を利用して淡路島洲本

にてキャンフを執行した、概況次の如し
八月十日(第一日)月曜日 晴

午前八時天保山出帆、船は攝陽商船の天女丸、その日海面は非常に穏ですべるやうな心地で同十二時二十



國際聯盟協會關西大學々生支部淡路本に於けるキャンフ

分洲本に到着、直に先輩鈴木氏を訪れその案内でキャンフ場に向つた。場所は洲本海岸をすぐ真下に見下す高地で背後はずつと山になつてゐて頂上には天守閣が聳えてゐる絶景である。用意萬端整ひ自分等の炊いた

御飯に持ち合せの罐詰を食べたときの味こそ又格別であつた。

かくしてキャンプははじまつた。

十一日(第二日)火曜日 晴

五時半起床、朝食はジャムつきのパン、朝日の光を浴びながら食べた。それから、N、E、雨君に留守を頼んで一行七名は鳴戸觀潮に出かけた。自動車一臺を借切り平地を快走約四十分にして福長町に着、こゝから海へ出た。丁度よい時刻で盛に潮が渦を巻いてゐた。船はその近くを一周頗る壯觀であつた。それより養魚池に小憩、福長に歸り、淳仁、天皇御陵に參拜して歸つた。晩は海岸にて花火の見物に興じた。

十二日(第三日) 水 曇後雨

今日は天候がよくない今にも雨が降りそうである。そろ／＼雨の支度を始めたが容易に降らない、正午から思ひ切つて馬に乗り諸々を見物した。静かな山道をゆる／＼と馬上から四方を見下し散策したときの愉快さ何んとも云れはなかつた。

十三日(最終日) 木 晴

夕べの雨は朝になつて除々に晴れ展望も非常によくなり一同大喜びである。もう今日は歸宅の日である午前中はその支度なし、午後は最後の見物をして六時天女丸に乗船、こゝ懐しい洲本をあとに入時二十分大阪築港着き散會した。

定時部員總會——九月廿一日(月曜)午後三時廿分よ

リ本學クラブハウスにて定時部員總會を開催し左の諸事項を議した。

- 一、大學祭展覽會の件
- 二、學内模擬總會の件
- 三、秋季ピクニックの件

因に大學祭の展覽會は東洋の平和、人類愛の世界、平和への道の内より選擇する事とした、學内模擬總會は十一月十一日(水曜日)に當る爲に日時に就き變更あるやも測り知れず、議題は「軍備縮小問題」であつて原案提出國は獨乙とす、參加國は日本、佛國、英國、支那、伊太利、獨乙、印度、白耳義、カナダ、澳洲、ポーランド、オーストリア、ルーマニア、ハンガリー、チリーである。

當日の總會出席者は

大江、京本、關口、西川、西村、中山、山本、遠藤、近藤、池木、藤戸、安井、布野、森本、江見、廣田の諸君であつた。

馬術部 (千里山)

秩父宮御台覽馬術

八月廿一日(木曜日)

大阪覽馬會で秩父宮殿下御台覽馬術、小寺、北兩選手が出場して野試合、二騎並列障礙及び單一障礙飛越をお目につけた。

(註、當日學生の供覽馬術は本學前記二名のみであつた)

九月十一日(金曜日)

經濟難が馬術部にも應へて、遂に老朽馬を出すこととなり、福龍を獸醫に賣つた。福龍は左肩が悪いので、獸醫はそれを治して見ると云つて居る。

九月十六日(水曜日)

心齋橋森永三階にて役員會を行つた、重要決定議事次の通り

一、部費の値下げ問題

部費の改正は今年の二月に行つたばかりであつたが、部員の負擔を軽減する爲に部費値下げが考慮された。如何にそれを處理するかに就ては次の委員會に於て決定することにした。

二、役員制度を改正する事の問題

來年度は從來とは大分部内の模様が変わるので、從來のまゝの役員制度では少し都合が悪い爲に、新しい役員制度をしくことにし、その方法は尙考慮する必要があるから、次の委員會に於て決定することとなつた。

三、厩舎を修繕する事の問題

既に厩舎が建つてから數年になるが、その内部の破損状態がはげしくなつて來たので馬の衛生上にも、また感じも頗る悪い爲、その修繕費は第二段の問題として、出来る限り早く修繕をすることとなつた。

四、馬匹を買ひ入れる事の問題

現在の部馬の状態は概して悪くはないが、一頭若い

好い馬の買入れに就て或る方面より交渉を受けてゐるので、此際、古い馬を出して、新陳代謝をしては如何と云ふことになり、買入れの交渉実現すれば早速買入れ、新陳代謝を行ふことに決定した。

五、其他數項

——記録係報——

射撃部 (千里山)

九州地方遠征——曾て昭和三年春、關西に於ける最初の東都遠征を試みたる我部は、其の後神宮競技、東西對抗、東大主催の高専大會等と東都に遠征すること既に數回、彼地に於て我が關大の存在を知らしめ併せて射撃界の發展向上を促すべき機會を作り、遂に本春に至り東都より先づ最初の明大の遠征を見るに至つた。此に於て東西學生の射撃に於ける交歓を見るに及んで斯界の漸く多事ならんとするに際し我が部は關西大學の名に於て更に今回西日本との處女試合を試みんものと、去る六月廿五日大阪驛發九州遠征を敢行した。

九州地方に於ける戦績は別項の如く甚だ芳しからぬ結果を見たるも、その原因を探究するに一、標的の相異、二、九州に於ける諸學校の對抗試合は今回が最初であつた、三、彼地に於て練習出來ず、四、疲勞甚しかりしこと、五、補欠の引率なく全員選手たりしこと等を擧げることが出来る。殊に一、三、五は精神の集中を必要とする射撃試合に於ては大なる打撃であつた。それに加ふるに對抗試合の經驗なきため連絡悪く即ち

標的廻轉、得點の點示等に馴れず、爲に調子よく試合をなし得なかつたことに原因する。

此度の行に久留米の九州齒科醫專の歡待、九州帝大の幹旋の勞に對し謝意を表します。

尙長崎の醫大及高商とも試合を行ふ豫定であつたが同地に勝チプス流行のため各學校とも臨時休校中にて選手揃はず試合をなし得ざりしは實に遺憾であつた。左に戦績を記す。

對九州醫專總點五一一點對四七三點本學勝

六月二十七日午後三時於久留米聯隊國分射場

| | |
|----------------------------|--------------------------|
| 鳥賀野野 永浦 | 鳥賀野野 永浦 |
| 副大大上原松山 | 副大大上原松山 |
| 九 38 30 24 29 39 43 41 | 40 23 29 26 29 35 39 |
| 學 第一回 38 35 40 39 27 41 40 | 第二回 41 40 33 26 37 35 34 |
| 本 保川瀬藤宗本原 | 保川瀬藤宗本原 |
| 久淺一加乙西八十 | 久淺一加乙西八十 |
| 255 小計 244 | 2 6 小計 239 |

對九州帝大戰總點四七二點——四四六點本學負

對九州醫專戰總點四五五點——四四六點本學負

六月二十八日午後二時於福岡市外平尾射場

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 大回 24 33 5 33 36 35 40 | 二回 28 31 15 7 24 28 44 |
| 九回 40 39 26 34 42 31 44 | 九回 28 34 20 38 37 35 46 |
| 田島村井瀬村野 | 村田野野里 永 |
| 大田野志永藤上 | 山橋大上大原松 |
| 256 小計 472 | 243 小計 455 |

| | |
|------------------------|---------------------------|
| 齒 20 24 16 37 34 32 33 | 學 二回 34 31 38 23 21 24 35 |
| 一 32 31 23 29 28 4 31 | 本 33 35 38 40 21 26 17 |
| 九 田田坂元瀬井澤 | 久一淺加乙西八十 |
| 追竹佐川梁濃藤 | 220 小計 446 |
| 193 小計 389 | |

第六回京大主催高專射擊大會に優勝

七月十二日午前十時開始參加校二十校

於京都射場

| | |
|-----------|----------------------|
| 科 藤西芝田副橋山 | 260 平均 371 |
| 豫 加中松前淺高栗 | 42 32 38 43 24 39 42 |

第五回東大主催高專射擊大會 吉村教官伊集院引率

七月十五日午前十時開始參加校三十五校於東京大久

| | |
|----------------|-------------|
| 科 藤西芝橋山 | 尾村 官院 |
| 豫 加中松高栗 | 寺中 教集 |
| 26 33 33 32 34 | 158 平均 31.6 |
| 保射場。 | 補 監 吉伊 |

山岳部

劍澤生活

第一次發行 七月八日第一部隊として江上、木村、菅の出動を見之に續いて十三日第二部隊として奥野、野村、松本、井關、向山、吉田、淺野の部員に一般參加として小田切、中村兩君の參加を見た。

今夏立案した劍澤ベイス、キャンプは非例的な寛雨に災されて殆んど全滅を餘儀なくされ僅に劍岳頂上

を得たのみだった、併し頻々として起る遭難の中にも一糸亂れず私等がバテイーは目的完成にと邁進した、勿論結果に於て計畫の十分の一にも過ぎなかつたが此の大部隊が整々然として一つの事故なく無事下山したのは平素のチーム、ワークを如實に示すものであつた

第二次登行

第一次に於て惨敗を見た我が部最初の試みとして行つた放射的歸省又は穂高北鎌兩生活も不實行に終つたので此處に第二次を募つた所不幸其他色々の事狀の爲に僅に二名の参加を見たのみだった。

A、東大谷偵察戰

木村、淺野 ポーター久次郎

劔に残された唯一の谷東大谷に攻撃を向けたが武運拙く偵察戰に終つた、併し來る可き機會には參考となるに充分なる資料を與へて呉れた偵察であつた。

B、軍劔尾根登攀

淺野、ポーター久次郎

去る一ヶ月前前に控え乍ら一指觸れさせず恨を吞んで追ひ返へされた軍劔尾根の新ハートは此處に再びアタックする好機を迎へプリミティブなバテイー乍ら八月二十二日末明奮然として立ち文字通り惡戰苦闘七時間餘ボサ合戰と岩場に悩まされ遂に之を成功するの幸に浴した。

——淺野君報——

臺灣徒歩一周無錢旅行

新學期の幾十日かの學窓生活から暫時解放せられ學生のみに與へられる特權とも云ふべき夏休暇の恵まれし現在に喜を感じながら、本年は熱帶圈内に在る酷熱の臺灣に渡り例の如く無錢徒歩旅行に我身を晒し人生行路の縮圖を展開し且つ體驗した。

風聞や書籍からではなく、在がまゝなる臺灣を表から裏から見た——それはお役目的な長官連中の据厝式大名視察ではない。——臺灣のみに四十日を費して人情的に、産業的に地理的に見た。そうして過去の歴史に照らして將來の臺灣——否我殖民政策と日本青年の覺悟といふものを百四五十度の赫熱の中を歩き——考へた。

まだ臺灣を見ない人は、臺灣といへば著くて椰子やバナ、が繁つてゐて、バナ、の如きは木から直ぐにもぎ取つて食べられ、マラリヤや其他の惡病が常に流行し、毒蛇は處構はずに這ひ廻り、生蕃は到る處に出沒亂舞して、首をチョン切つてはお祭ばかりをやつてゐる位に思つてゐる人が多くあるまいか、これ等はすべて杞憂で殆んど無根の風聞である。日本人は一體に臺灣といはず、はた朝鮮滿州といはず殖民地に活躍する内地人に對しては餘りにも無關心過ぎる、隨つて聲援を與へて彼等を一層奮起努力せしめるの誠意がない、その爲めか殖民地に在る同胞にして、日本人本來の意氣と熱との力を欠いで只政府の力にお頼り申してゐる

のが現在の我が殖民地風景である。

何處も同じ寥々たる先輩の數、殊に臺灣には尠ない徒らに關西附近の煤煙の中に喘いでゐるのみが關大スピリットでもあるまい、ドン／＼海外に雄飛して欲しいものである、他の大學の發展振りが種となる茲に我が關大の無力が情けなくなる。就職運動——大學教育の本義でないにしても現情の無視は出來ぬ——これは年々歳々、その卒業年度の者が就職委員なるものを作つて騒ぎ廻らずと、學校としても少し組織立つた機關を作つて全校一致、師弟の情誼の美しい氣持を持つて終始する多少根底のある機關を作つて戴けないものであらうか。就職した者は即刻學校の係りへ通知し通知を受けた係は早速學校の名に於てそれ相當に禮狀位は發送すべきではあるまいか。

臺灣の先輩より——渡臺就職希望の方は少くとも卒業四ヶ月前に相當の書類を具備して通知あれば全力を舉げて盡力することであつた。臺灣校友會支部は臺北市にある。

今回の旅行に於て御同情を與へられた臺灣全島の人々に殊に御世話下さつた校友の

山口正成氏、橋利雄氏、重田政次氏、門田文三氏、

(以上臺北) 上田貞藏氏(新竹) 喜多末吉氏(臺南)

梅川伊之助氏(高雄)の諸氏に厚く御禮申上げます。

コース

出發七月廿五日 歸阪九月十五日

大阪—基隆—臺北—新竹—錦水の天然石油瓦斯—豊原—臺中—南投—外車埕—日月潭—埔里—霧社蕃地—水里坑—ナマカバン—新高山—阿里山—嘉義—烏山頭—嘉南大圳—臺南—高雄—屏東—溪州—枋寮—恒春—鶯鬢鼻の鹽寮(最南端)—八瑤灣—大武—臺東—玉里—花蓮港—研海—太魯閣峽—蘇澳—羅東—宜蘭—礁溪—坪林—臺北—基隆—鹿兒島—大阪

——山下、平井君報——

専門部射撃部 (第一部)

合宿練習營内生活——創立後練習を始めて二ヶ月に満たざる我部は不幸にして大阪城南射場の改築に逢ひ練習意の如くならず、射撃技術向上の爲め、七月六日より十一日まで六日間歩兵第九聯隊大津第三大隊兵舎にて合宿練習を舉行する事と決定した。部員十名は七月六日午後零時十二分大阪驛發にて意氣揚々として湖西の地、逢坂山の麓、我合宿所へと向つた。

合宿所を軍紀厳正なる兵舎内に設けたる關係上、學生班なる名目の下に、一舉一動は常に週番下士の命に俟ち、外出には外出證明書を携行するといふ嚴格振り

五時半起床、點呼 六時半朝食
七時 學課 九時より午前後練習二回
六時 夕食 九時點呼消燈

合宿中は相當の猛暑暴雨と所謂營内生活の窮屈なるに拘らず部員一同よく忍従し十一回の實包練習と眞摯

なる研究とにより其向上に力めたる結果、大いに得る所多く、幸にも帝大主催高専大會へ出場し得るに至れり。十一日午後三時急なく合宿を終りたる部員一同は相當の自信を有し、雨中試合場の近く伏見稻荷旅館に投宿す。

右合宿中顧問小松教官を始め、運動部々長可野射撃部々長菊地兩教官の御來訪を得、又大隊長の御懇篤なる射撃訓話と、中隊長以下各官の御指導と御便宜とを得たるは一同の深く感謝する所なり。

高専大會出場——京都帝大主催第六回高専射撃大會は七月十二日(日曜)、午前九時半京都深草射場に於て開催さる。前夜稻荷に投宿中の我部員は五時起床、必勝を期して歩武堂々と初陣せり、折しも顧問小松、部長菊地兩教官の來舎を得て奮闘せしも天運遂に我に利あらず、参加校十五校中第九位に落ちたるは我々の最も遺憾とする所なり。合宿中の成績に比し各人五點乃至十點の開きを有するより見れば、合宿生活の疲勞と試合に不慣れるとに其敗因の存する事を痛感せざるを得ない。

當日のメンバー及び得點左の如し。

| | |
|-----|----|
| 27 | 追邊 |
| 28 | 尾中 |
| 31 | 笹馬 |
| 31 | 部馬 |
| 19 | 細川 |
| 22 | 木田 |
| 24 | 計 |
| 181 | |

因に當日は二百六十點を以て本學豫科の優勝する所となれり。

——笹部君報——

關大映畫研究会更生

昭和四年九月廿六日學長より設立許可の承認を受けて以來益々健全な映畫の研究に猛進中(學報第七十六號詳報)昭和五年度の役員に一不祥事件發生と同時に解體に瀕せしを最初の責任總務谷日冬花氏再び同人として活躍を見るに至つた。

因に研究会所有の映寫機は

デヴライド型とアクメの標準型二臺

ホームプレックスの十六ミリ型一臺

尙校友及學生の主權にかゝる映畫會には極力便宜を計る由

假本部 住吉昭和町中四丁目三〇、谷日方

岡康哉講師渡歐送別會

岡講師は今回國際法研究の爲、文部省在外研究員として二ヶ年佛蘭西に留學される。我々は恩師の此の門出を祝福するべく六月三十日國際公法の講義終了後圖書館前にて紀念撮影をなし、後美津津七階ホールにて送別會を催した。

席上師弟むつまじく共に胸襟を開きて談じ且語り、閉會後師の得意の發句の揮毫を依頼し寄書す。それより師の提案にて一同は二雙のモーターボートに分乘して、水に映る初夏の大阪をゆくりなく遊覽し中之島公園にて師の健康を祈りて解散す。

因に師は九月十一日神戸解纜の郵船照國丸にて出發

の筈なりしも突然の御病氣の爲二ヶ月間延期の由、一日も早く全癒せられんことを祈ります。

當日の出席者

岡康哉講師

石渡、西川、西村、大森、角谷、中山、上田、上島、梅園、山田、船橋、藤本、小阪、沢藤、木原、宮地、廣田、廣瀬



渡歐の岡康哉講師送別會

學部商科工場見學

九月二十九日河村教授引率の下に、折から降り來たる激しい秋雨を突いて、大日本紡績株式會社福島工場を、解綿混縮打縮梳縮精梳縮練條粗紡の準備工程より精紡然合榨取り玉造り荷造に亘つて實地見學し大いに得る所あり、參加者十名。こえて、

十月一日賀屋水谷教授教官武藤大尉の引率にて約二十名、大日本麥酒株式會社吹田工場を見學す。製麥工場その優秀をほこり、即製の妙に歎を久しゆうす、次いでビール製造工程を見學したが工務員の微不至に入り細を盡くした説明に満足し、一同新酒の薰香に酔ふ。

(圖澤君報)

校友諸氏に

昭和七年度用校友會員名簿は來る十一月上旬發行の豫定であります御入用の方は名簿基金三圓を添へ御申込下さい。
なほ各位の現住所勤務先等に御移動がありますれば至急御一報願ひます。

昭和六年十月

關西大學學報局

秋の歌

廣田 誠 男

草に寝て空を仰げば白雲のゆるら流れて秋立ち逝き
こほろぎの鳴く音にさへも偲ばるる友逝きたりしあ
りし日の秋

晩秋の淋しき夜を唯一人月見てあれば故郷戀しき
風寒き野路をさすらふ小童の日笛淋し秋の夕暮
待ち詫びし友は來らず雨の音に淋しく暮れし秋祭か
な

卒業生諸氏に

「關西大學新聞」
購讀のお願

年と共に發展しつつある母校の唯一の鳥瞰圖たる關西大學新聞の御購讀によつて諸氏が在りし日を偲ばれるのも亦意義深きことと思ひます。就きましては本學の學外進出の第一歩として敢て諸氏の御購讀をお願する次第であります

購讀料 年 毎 額 一回以上 金五十錢

申込所 大阪府三島郡千里村片山一七

關西大學新聞部庶務課

電話吹田二二三番
振替大阪二八七五番

改造社編 改造文庫

寡婦マルタ、運命論者、一青年の告白、それから、人間往来、俳諧七部集、厭世家の誕生日、争闘、無政府主義社會主義

- 福田、坂西編 内外經濟學全集 第五冊 チード消費組合論
- 日本評論社編 現代經濟學全集 第四卷
- " " 第五卷 國濟經濟史
- " " 第十卷 貨幣論
- " " 第十二卷 銀行論
- " " 第十五卷 農業政策
- " " 第二十二卷 土地經濟論 人口論
- " " 第二十五卷 日本經濟圖表

寄贈圖書

- 淨土宗務所 淨土宗務所編 善導和尚集 全四冊
- 忠誠堂 高倉嘉夫編 大東京寫真帖
- 角田幸吉氏 角田幸吉著 家族法論
- 柳延胤氏 西田幾太郎著 働くものから見るものへ
- 同 波多野精一著 宗教哲學の本質及其根本問題
- 同 河野興一譯 ライブニツツ形而上學叙説
- 同 田邊元著 カントの目的論
- 同 朝永三十郎著 デカート
- 同 城戸幡太郎著 心理學
- 同 朝永三十郎著 人格の哲學と超人格の哲學
- 同 田邊、矢崎、河野編 符能居士 哲學論文集
- 同 久保正夫著 フィヒテの哲學
- 同 田邊元著 數理哲學研究
- 大橋光雄氏 大橋光雄譯 新統一手形法諸條約正文

丸善株式會社

- Chevof Maurice, W. -English Commercial Correspondence.
- Ely, R. T. -Outlines of Economics 1927.
- Jones, D. -The Pronunciation of English. 1927.
- Shaw, B. -The Dramatic Works of Bernard Shaw. 1929.
- Kittredge & Farley. -Advanced English Grammer.

野島書店 改造社編 草枕

小柳篤二著 獨逸文法讀本

高木武著 謠曲狂言新選

武内省三著 哲學概論

江馬務著 新修有職故實

上海文明書局發行 唐詩評註讀本 二冊

- Gissing, G. -A Victim of Circumstances and Other Stories. 1930
- M. Yamaguchi, -Selection from Famous English Essay. 1931.
- M. Yamaguchi, -Choice Gems of English Literature. 1931.
- Thoreau, H. D. -Walden. 1929.
- M. Yamaguchi, -New Selection for Higher Student. 1928.
- Y. Otagiri, -Ruskin's-Unto This Last. 1930.
- K. Sinoda, -Walden, by Thoreau, H. D. 1930.
- M. Miyata, -Selection from Famous English Essayists. 1931.
- S. Uchida, -On Liberty: by Mill, J. S. 1929.
- H. Taniguchi, -Grundrisz der Deutschen Grammatik. 1931.
- J. Tokoro, -Short Stories from Eminent Authors. 1930.
- Palmer, H. E. -The Adventure of The Three Students. 1931.
- J. Tokorof, -Stories from Worlds Famous Books. 1930.
- E. Ohashi, -New Higher English Composition. 1930.

日 文 堂 西村勝太郎著 商學通論

- K. Nishimura, -Essential of Business letter.
- T. Kimura, -English Book keeping.

荒川大太郎氏 梶 康郎著 民法要覽

- 司 藥師寺志光著 民事判例研究
- 司 仁保龜松著 法制通論
- 司 竹田省著 商法總論
- 司 奥戸善之助著 不動產諸法規及判例全集
- 司 逓信省管船局編 船舶法關係法令
- 司 和田于一著 民法講話
- 司 吉野周藏著 賣買法講話
- 司 法律新聞社編 判例要錄 第十五卷
- 司 判例彙報社編 判例彙報 第三十九卷 下卷

(以下次號)

Natorp, P. - Kant und die Marburger Schule. 1912127/15/
Natorp P. - Logik; Grundlegung und logischer Aufbau der Mathematik und mathematischen Naturwissenschaft; in Leitsätzen zu akademischen Vorlesungen. 1910.....130/30/
Natorp, P. - Philosophie und Pädagogik: Untersuchungen auf ihrem Grenzgebiet, 1923101/134/
Natorp, P. - Sozialpädagogik; Theorie der Willenserziehung auf der Grundlage der Gemeinschaft. 5 Aufl. 1922 551/32/
Natorp, P. - Vorlesungen über praktische Philosophie. 1925 :101/135/
Pfleiderer, E. - Sokrates und Plato. 1896122/10/
Prantl, C. - Geschichte der Logik im Abendlande,
 Bd. 1. 2. 1927 130/33/1
 Bd. 3. 4. 1927 130/33/2
Prichard, H. A. - Kant's Theory of Knowledge. 1909.....127/6/
Rickert, H. - Heidelberger Abhandlungen zur Philosophie und ihrer Geschichte. 1. Das Eine, die Einheit und die Eins: Bemerkungen zur Logik des Zahlbegriffs. 1924103/6/1
Rickert, H. - Der Gegenstand der Erkenntnis: Einführung in die Transzendentalphilosophie. 1921101/133/
Rickert, H. - Die Proleme der Geschichtsphilosophie: Eine Einführung. 1924212/7/
Rickert, H. - Kant als Philosoph modernen Kultur: Ein geschichtsphilosophischer Versuch. 1924 127/7/
Rickert, H. - System der Philosophie, 1. Teil Allgemeine Grundlegung der Philosophie. 1921101/132/1
Rickert, H. - Wilhelm Windelband. 1915127/12/
Sigwart, C. - Logik, mit Anmerkungen von H. Maier,
 Bd. 1. Die Lehre vom Urteil, vom Begriff und vom Schluss. 1924130/31/1
 Bd. 2. Die Methodenlehre. 1924.....130/31/2
Windelband, W. - Die Erneuerung des Hegelianismus. 1910 127/17/
Windelband, W. - Fichte's Idee des deutschen Staates. 1921127/18/
Windelband, W. - Lehrbuch der Geschichte

der Philosophie. 1921121/9/
Windelband, W. - Präludien; Aufsätze und Reden zur Philosophie und ihrer Geschichte,
 Bd. 1. 1924106/6/1
 Bd. 2. 1924106/6/2
Windelband, W. - Vom System der Kategorien. 1900127, 11/
Zeller, E. - Outlines of the History, of Greek Philosophy. Tr. by S. F. Alleyne & E. Abbot. 1914122/11/
LOGOS; Internationale Zeitschrift für Philosophie der Kulture. Hrsg. von Mehlis, G. & Kroner, R.
 Bd. 1. 1910 - 11 104/3/1
 Bd. 2. 1911 - 12. 1912 104/3/2
 Bd. 3. 1912 104/3/3
 Bd. 4. 1913 104/3/4
 Bd. 5. 1914 - 15 104/3/5
 Bd. 6. 1916 - 17 104/3/6
 Bd. 7. 1917 - 18 104/3/7
 Bd. 8. 1919 - 20. 1920 104/3/8
 Bd. 9. 1920 - 21. 1921 104/3/9
 Bd. 10. 1921 - 22. 1921104/3/10
 Bd. 11. 1922 - 23. 1923104/3/11
 Bd. 12. 1923 - 24. 1924104/3/12
 Bd. 13. 1924 - 25. 1925104/3/13
 Bd. 14. 1925104/3/14

天六圖書館

購入圖書

| | | |
|-----------|-------|---|
| 非文學大系刊行會編 | 非文學大系 | 隨筆篇 |
| " | " | 紀行篇 |
| " | " | 註釋篇 第一、第二 |
| " | " | 俳文篇 |
| " | " | 俳論篇 |
| " | " | 作法 第一、第二 |
| " | " | 七部集覽篇 第二、第三、第四 |
| 改造社編 | 經濟學全集 | 經濟學原理 (流通篇) 上、下 |
| " | " | 部門經濟學 |
| " | " | 商業學 下 |
| " | " | 統計學 下 |
| 岩波書店編 | 岩波文庫 | 戀愛論 上卷、クロイツェル・ソナタ、實踐理性批判 入江のほざり、二人女房、フォスタス博士、復活、カ ラマゾフ兄弟 第一、二、四卷、租税、アテナイ人の國 家、實錄先代萩、即興詩人、萬葉集 上卷、陸奥直次 郎、チャールズダーウキン、赤垣源藏、好色五人女、 大石良雄、生まざりしならば、甲斐談義、御風後録、 鏡管岩、ミル自傳 |

- Brentano, F.** - Von Ursprung sittlicher Erkenntnis, hrsg. von O. Kraus. (Der Philosophischen Bibliothek, Bd. 55)
1921107/19/1
- Cassirer, E.** - Das Erkenntnisproblem in der Philosophie und Wissenschaft der neueren Zeit,
Bd. 1. Einleitung; Die Renaissance des Erkenntnisproblems; Die Entdeckung des Naturbegriffs; Die Grundlegung des Idealismus. 1922107/21/1
Bd. 2. Die Anfänge des Empirismus; Fortbildung und Vollendung des Rationalismus; Das Erkenntnisproblem im System des Empirismus; Von Newton zu Kant; Die Kritische Philosophie. 1922107/21/2
Bd. 3. Die Nachkantischen Systeme. 1920127/21/3
- Cohen, H.** - Kants Theorie der Erfahrung. 1918127/10/1
- Cohen, H.** - Kommentar zu Immanuel Kants Kritik der reinen Vernunft. (Der Philosophischen Bibliothek, Bd. 113) 1920127/8/1
- Cohen, H.** - Logik der reinen Erkenntnis (System der Philosophie I Teil)
1922130/24/1
- Descartes.** - The Philosophical Works of Descartes. Tr. into Eng. by E.S. Haldane, & G. R. T. Ross, Vol. I. 1911128/3/1
- Dilthey, W.** - Dichterische Einbildungskraft und Wahnsinn. 1886127/19/1
- Ehrlich, W.** - Kant und Husserl: Kritik der transzendentalen und der Phänomenologischen Methode. 1923127/5/1
- Fichte, J. G.** - Transzendente Logik. Hrsg. von F. Medicus. 1922130/29/1
- Hartmann, N.** - Grundzüge einer Metaphysik der Erkenntnis. 1921107/17/1
- Hartmann, N.** - Plato's Logik des Seins. 1909122/9/1
- Husserl, E.** - Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie,
Buch. I. Allgemeine Einführung in die reine Phänomenologie. Mit Ausführliches Sachregister, von G. Walther. 1922101/141/1
- Husserl, E.** - Logische Untersuchungen,
Bd. 1. Prolegomena zur reinen Logik. 1922130/34/1
- Bd. 2. I. Teil. Untersuchungen zur Phänomenologie und Theorie der Erkenntnis. 1922130/34/2-1
II. Teil Elemente einer Phänomenologischen Aufklärung der Erkenntnis. 1921130/34/2-2
- Kant, I.** - Kant's Introduction to Logic, and his Essay on the Mistaken Subtlety of the Four Figures. Tr. by T. K. Abbott. 1885130/28/1
- Kuntze, F.** - Erkenntnistheorie. (Handbuch der Philosophie) 1927107/20/1
- Leibniz, G.W.** - Discourse on Metaphysics Correspondence with Arnauld and Monadology. Tr. by G. R. Montgomery. 1916101/139
- Lo'ze, H.** - Logic in Three Books of Thought, of Investigation and of Knowledge. Tr. into Eng. by B. Bosanquet,
Vol. I. Of Thought (Pure Logic); Applied Logic, The Forms of Definition. Of the Limitation of Conceptions. Schemes and Symbols. The Forms of Grounds of Proof. 1888130/32/1
Vol II. Applied Logic, Fallacies and Dilemmas. Universal Propositions as derived from Perceptions. The Discovery of Laws. Determination of Individual Facts. Of Elections and Voting; On Knowledge (Methodology) 1888130/32/2
- McTaggart, J. M. E.** - A Commentary on Hegel's Logic. 1910130/27/1
- Meinong, A.** - Über Annahmen. 1910101/137/1
- Messer A.** - Kommentar zu Kants Kritik der reinen Vernunft. 1922127/9/1
- Müller-Freinfels, R.** - Die Philosophie des Zwanzigsten Jahrhunderts in ihren Hauptströmungen. 1923101/136/1
- Natorp, P.** - Allgemeine Psychologie in Lehrsätzen zu akademischen Vorlesungen. 1910140/60/1
- Natorp, P.** - Geist und Gewalt in der Erziehung. 1925551/33/1
- Natorp, P.** - Hermann Cohen als Mensch, Lehrer und Forscher. 1918127/14/1
- Natorp P.** - Hermann Cohens philosophische Leistung unter dem Gesichtspunkte des Systems. 1918127/16/1
- Natorp P.** - Kant Über Krieg und Frieden: Ein Geschichtsphilosophischer Essay. 1924127/13/1

未收書目提要 中 華 民 國 19...026/10/37
 索引 中 華 民 國 19...026/10/38-41
 書目表 中 華 民 國 19...026/10/41-43
 清代禁制書目 中 華 民 國 19-026/10/44

哲 學

Ficht, T. G. 全知識學の基礎其他 昭5-103/16/6
 木村素衛譯
 大石兵太郎著 群衆心理學 昭5-147/2/
 Watson, T. B. 唯物心理學 昭5-140/59/
 伊藤道機譯
 嚴 杰 編 皇 清 經 解
 全二十四冊 光緒12-118/5/1-24
 王先謙撰 皇清經解、續編
 全三十二冊 光緒15-118/6/1-32
 朱 熹 著 朱 子 集
 全四十冊 ...118/1/1-40
 同 朱 子 語 類
 全四九八冊 光緒2-118/2/1-48

宗 教

大東出版社編 國譯一切經
 寶積部(四) 昭6-182/1/
 阿含部(六) 昭6-182/1/
 阿含部(1)本誥部(一) 昭5-182/1/

地 理

淺野、井上共著 人文地理學講義 昭5-254/8/
 Taylor, G. 人種地理學講義 昭6-254/9/
 德重英助譯 環境と人種
 高尾常馨著 國家地理學概論 昭5-254/10/

政 治

日本評論社編 現代政治學全集
 第八卷 藤口繁治、選舉制度論 昭6-304/2/8

經 濟、商 業

淡川康一著 經濟地理通論 昭5-436/27/
 增井幸雄著 交通總論 昭3-471/1/
 南信好、外共著 英和商品用語新辭典 昭6-432/5/
 住田正一編 海事史料叢書
 第十九卷 昭5-482/23/19
 東京興信所編 銀行會社要錄 昭6-415/8/35

社 會

Durkheim, E. 宗教生活の原初形態
 古野清人譯 上 卷 昭5-501/139/1

科 學

共立社編 輓近高等物理學講座
 化學 第十八卷 昭6-640/3/18
 化學 第十九卷 昭5-640/3/19
 化學 第二十卷 昭5-640/3/20
 物理學 第十五卷 昭6-649/8/15

內田清之助著 應用動物圖鑑 昭5-630/1/

美 術

平凡社編 世界美術全集
 別卷第五卷 宗教圖像篇 昭6-803/2/5
 同第十卷 家内裝飾及家具篇 昭5-803/2/10
 同第十七卷 工藝篇(上) 昭6-803/2/17
 北原義雄編 最近美術の動き 昭5-811/10/
 中島謙吉編 引伸寫真術 大11-810/1/

文 學、語 學

平凡社編 現代大眾文學全集
 續第九卷 土師清二集 昭6-941/6/9
 同第十卷 吉川英治集 昭5-941/6/10
 同第十一卷 長谷川伸集 昭6-941/6/12
 同第十二卷 前田暁山集 昭6-941/6/12
 石田吉貞著 太平記新譯 昭4-961/12/
 岸山正雄著 双解獨和小辭典 昭5-902/73/
 清水泰著 堤中納言物語評釋 昭6-961/15/
 新潮社編 第二期世界文學全集
 第三卷 燃え上る青春其他 昭6-990/56/3
 第七卷 トーナ、パンゲイ 昭5-990/56/7
 第十四卷 決闘ノヤーマ 昭6-990/56/14

柳 延胤氏 寄 贈 圖 書

PHILOSOPHY & EDUCATION.

Aristoteles. - Metaphysica. Tr. by W. D. Ross
 (The Works of Aristotle, tr. into Eng.
 under the Editorship of J. A. Smith & W.
 D. Ross, Vol. VIII.) 1908101/140/
 Aster, E. - Geschichte der neueren Erkenntnis-
 theorie. (Von Descartes bis Hegel)
 1921107/15/
 Aster, E. - Prinzipien der Erkenntnislehre:
 Versuch zu einer Neubegründung des
 Nominalismus. 1913.107/16/
 Bergson, H. - An Introduction to Metaphy-
 sics. Tr. by T. E. Hulme. 1912.....101/138/
 Biese, R. - Die Erkenntnislehre Aristoteles
 und Kant's in Vergleichung ihrer Grund-
 principien. 1877122/12/
 Bosanquet, B. - The Essentials of Logic being
 Ten Lectures on Judgment and Inference.
 1924130/25/
 Bradley, F. H. - The Principles of Logic.
 1883130/23/
 Brentano, F. - Versuch über die Erkenntnis,
 hrsg. von A. Kastil. (Der Philosophischen
 Bibliothek, Bd. 194) 1925107/18/

Hammesfahr, F. - Volkswirtschaft der Praktischen Vernunft: Kategorische Imperative zur Lösung der Sozialen Probleme. 1930411/452

Heller, W. - Nationalökonomie: Theorie und Geschichte (Meyer's Wörterbücher Bd. I.) 1930412/8/

Isaac, A. - Der Industriebetrieb. (Grundriss der Betriebswirtschaftslehre Br. 9) 1930424/56/

Kantorowicz, R. - Die Wirklichkeitsnähe Nationalökonomischer Theorie mit einer Anwendung auf die Theorien von Friedrich von Gottl-Ottlilienfeld und Joseph Rchumpeter. 1930411/451

Klug, O. - Das Wesen der Kartell-, Konzern und Trustbewegung: Ein Wirtschaftliches und Soziologisches Problem. 1930.....427/23/

Lederer, E. - Aufriss der Ökonomischen Theorie. 1931411/456/

Liefmann, R. - Kartelle, Konzerne und Trusts: (Die Unternehmungen und ihre Zusammenschlüsse. Bd. II.) 1930427/24/

Mataja, V. - Lehrbuch der Volkswirtschaftspolitik. 1931411/453

Mises, L. - Kritik des Interventionismus. Untersuchungen zur Wirtschaftspolitik und Wirtschaftsideoogie der Gegenwart. 1929411/450/

Sax, E. - Grundlegung der Theoretischen Staatswirtschaft. 1887411/454/

Weulersse, G. - Les Physiocrates. 1931...418/29/

SOCIOLOGY.

Hildebrand, D. - Metaphysik der Gemeinschaft: Untersuchungen über Wesen und Wert der Gemeinschaft. (Kirche und Gesellschaft, Bd. I.) 1930501/140/

EDUCATION.

Afler, M. - Neue Menschen: Gedanken über sozialistische Erziehung. 1926551/34/

LITERATURE & LANGUAGE.

Chapman, J. A. - Papers on Shelley, Wordsworth & Others. 1929993/383/

Ellis, F. S. - A Lexical Concordance to the Poetical Works of Percy Bysshe Shelley. 1892 993/384/

Lea, H. - Thomas Hardy's Wessex. 1928993/380/

Manly, J.M. & Rickert, E. - Contemporary British Literature: Outlines for Study. Indexes Bibliographies. 1927993/379

Rose, W. & Isaacs, F. - Contemporary Movements in European Literature. 1928993/385/

Westerman, J. F. C. - The Gold Consignment. 1930993/382/

Williams, C. - Poetry at Present. 1930...993/381/

Wright, J. & Wright, E.M. - An Elementary Middle English Grammar. 1928924/37/

叢 書

春秋社編 世界大思想全集

第二十一卷 エマアソン、代表偉人論其他 昭3...001/28/21

第四十二卷 アドラー、マルクス主義の國家觀、カントとマルクス主義 昭3...001/28/42

第五十三卷 支那思想篇 昭6...001/28/53

第五十五卷 ギュイヨオ、社會學上より觀たる藝術 昭6...001/28/55

同 第二期世界大思想全集

第二十五卷 ギボン、羅馬衰亡史(五) 昭6...001/33/25

吉野作造編 明治文化全集

第一卷 皇室篇 昭3...001/34/ 1

第二卷 正史篇 上卷 昭3...001/34/ 2

第三卷 正史篇 下卷 昭4...001/34/ 3

第四卷 憲政篇 昭3...001/34/ 4

第五卷 自由民権篇 昭2...001/34/ 5

第六卷 外交篇 昭3...001/36/ 6

第七卷 政治篇 昭4...001/34/ 7

第八卷 法律篇 ...001/34/ 8

第九卷 經濟篇 昭4...001/34/ 9

第十卷 教育篇 昭3...001/34/10

第十一卷 宗教篇 昭3...001/34/11

第十二卷 文學藝術篇 昭3...001/34/12

第十三卷 時事小説篇附續譯文藝篇 昭3...001/34/13

第十四卷 續譯文藝篇 昭2...001/34/14

第十五卷 思想篇 昭4...001/34/15

第十六卷 外國文化篇 昭3...001/34/16

第十七卷 新聞篇 昭3...001/34/17

第十八卷 雜誌篇 昭3...001/34/18

第十九卷 風俗篇 昭3...001/34/19

第二十卷 文藝化篇 昭4...001/34/20

第二一卷 社會篇 昭4...001/34/21

第二二卷 雜史篇 昭4...001/34/22

第二三卷 軍事篇、交通篇 昭5...001/34/23

第二四卷 科學篇 昭5...001/34/23

書 史 解 題

四庫全書總目提要

經部中華民族 19...026/10/1-8

史部中華民族 19...026/10/9-15

子部中華民族 19...026/10/16-25

集部中華民族 19...026/10/26-39

千里山圖書館

購入圖書

LIBRARY CATALOGS & YEAR-BOOKS.

- American Library Association.** - Catalog Rules: Author and Title Entries. 1908..... 035/1/
Epstein, M. - The Statesman's Year-Book: Statistical and Historical Annual of the States of the World for the Year 1931. 1931053/2/68

PHILOSOPHY.

- Bolzano, B.** - Wissenschaftslehre, Bd. 4. 1931101/112/4
Bühler, K. - Die Krise der Psychologie. 1927141/22/
Busse, M. - Hegels Phänomenologie des Geistes und der Staat: Ein Beitrag zur Auslegung der Phänomenologie und Rechtsphilosophie und zur Geschichte der Entwicklung des Hegelschen Systems. 1931. 127/20/
Driesch, H. - Grundprobleme der Psychologie: Ihre Krisis in der Gegenwart. 1929141/21
Freud, S. - Massenpsychologie und Ich-Analyse. 1923147/3/
Görland, A. - Prologik: Dialektik des Kritischen Idealismus. 1930130/26
Pfänder, A. - Phänomenologie des Wollens: Eine Psychologische Analyse, Motive und Motivation. 1930141/23/
Raven, A. - An Introduction to Individual Psychology: A Practical Study of the Nature and Sources of Mental Energy. 1929141/20/

HISTORY & GEOGRAPHY.

- Coulton, G. G.** - Ten Medieval Studies with Four Appendices. 1930231/10/
Perris, G. H. - A short History of War and Peace. (The Home University Library of Modern Knowledge) 1919230/8/
Shanahan, E. W. - South America: An Economic and Regional Geography with an Historical Chapter. 1930274/5/
Shepherd, W. R. - Central and South America. (The Home University Library of Modern Knowledge) 1914273/1/

LAW & POLITICS.

- Beseler, D.** - Englisch-deutsches und deutsch-englisches Wörterbuch der Rechts- und Geschäftssprache. 1929363/34/
Christiani, E. - Bürgerliches Rechts-Lexikon (nach dem Bürgerlichen Gesetzbuch, dem Handelsgesetzbuch und sonstigen Reichs- und Landesgesetzen) 1930363/33/
Dunning, W.A. - A History of Political Theories: from Rousseau to Spencer. 1920307/2/3
Engelmann, G. - Political Philosophy: From Plato to Jeremy Bentham. Tr. from the Ger. by K. F. Geiser. 1927.307/5/
Jenks, E. - The Government of the British Empire. 1929319/15/
Nogaro B. - Les Principes Fondamentaux du Droit Monétaire Français. 1930385-10/7/
Sacher, H. - Staatslexikon Bd. 4. Papiergeld bis Staatsschulden 1931303/6/4
Vierkanft, A. - Staat und Gesellschaft in der Gegenwart. Eine Einführung in das Staatsbürgerliche Denken und in die Politische Bewegung unserer Zeit. 1929309/30/
Willis, W. - The Law relating to Contract of Sale of Goods: Six Lectures delivered at the Request of the Council of Legal Education. Ed. by W. N. Hibbert. 1921382-6/15/

ECONOMICS.

- Braun, M. S.** - Theorie der staatlichen Wirtschaftspolitik. (Wiener Staats- u. Rechtswissenschaftliche Studien Bd. 15) 1929411/455/
Del Vecchio, G. - Grundlinien der Geldtheorie (Beiträge zur Ökonomischen Theorie I) Übers. von O. Weinberger. 1930432/123/
Einzig, P. - The Fight for Financial Supremacy. 1931433/110/
Felámann, M. - Kartelle, Trusts und Monopole im Verhältnis zur Handels und Gewerbefreiheit. 1931427/25/
Foth, J. H. - Trade Associations: Their Services to Industry. 1930429/12/
Haney, L. H. - Business Organization and Combination: An Analysis of the Evolution and Nature of Business Organization in the United States and a Tentative Solution of the Corporation and Trust Problems. 1928424/57/

校友會員名簿について

昭和七年度用校友會員名簿は来る十一月上旬發行の豫定
てありますが會員名簿は基金として金參圓納入者に限り
發行の都度配附することになつて居りますから、希望者
は左欄申込書と共に基金を御拂込願ひます

昭和六年十月

關西大學校友會

申込書

一金參圓也 校友會名簿基金

右金額相添へ申込候也

氏名

昭和 年 月 日

關西大學校友會御中

明治 大正 昭和 年 學部 專門部 科卒業

一、勤務先

二、現住所

千里山俳壇 朝冷選

專商一 岡村曙作

初秋の風にふくらむ袂かな

門口の糸瓜に風のある日哉

筆硯に二百二十日の埃哉

蓮の葉の枯れしるき雨となりけり

秋簾や貰けむらす床の中

英文二 小川夜雨

秋風や秤刈る野の朝しめり

雌の松の一本や百舌鳥猛る

山島や柿の赤きに賜來る

粧ひし山に寺々さぐりけり

專法一 吉仲一寒

酔したゝか月を仰いで戻りけり

枝豆の残り小寒し夜半の月

芋を掘る父に安著告げにけり

芋蔓を布きて歸省の言葉哉

專商一 平井湖村

瓜の花さかりし儘や秋に入る

鳴く蟲とそよ吹く風と良夜哉

北の空透いて來たりし野分哉

專商一 竹川璋夫

稲の穂に壓されて案山子傾きぬ

柿ろしき雲の見えけり鶏頭花

砂山を背に地芝居の夜長哉

追加 朝冷

子規居士三十年追忌

蟲唧々三十年を顧る

糸瓜佛にこの日と秋の晴るゝ哉

當季雜詠募集

封皮には必ず「千里山俳句」と朱記の事

送稿先

大阪市東淀川區十三東ノ町三丁目 牡丹書房 有田朝冷

大正十一年六月十五日創刊
昭和六年十月七日印刷
昭和六年十月十五日發行

大阪府東淀川區長柄中道二丁目十二番地 關西大學學報局

編輯兼 遠藤 銀

發行人 谷口春雄

印刷者 谷口印刷所

印刷所 谷口印刷所

發行所 關西大學學報局

大阪府東淀川區長柄中道二丁目十二番地

天六學舎 關西大學

電話 堀川一〇三三九

電話 堀川一〇三三九

電話 堀川一〇三三九

電話 堀川一〇三三九

電話 堀川一〇三三九

電話 堀川一〇三三九

電話 堀川一〇三三九

電話 堀川一〇三三九

電話 堀川一〇三三九

米は灘萬

香ばしい美味しい新米

ビタミンB含量豊富 胚芽米

栄養素を豊富に保有する 純内地無砂米

内地米に劣らぬ美味と經濟 朝鮮一等白米

脚氣豫防と妊婦に胚芽米と無砂米を御勧め致します

灘萬の白米は——品質は嚴撰に嚴撰を重ね、御値段は十二分に吟味致し品質御値段共に御満足を願へる事を信條と致して居ります

米の保證付——責任保證は最後の一粒まで不味、小石、砂混り又は販賣價格が他店より高かつた時其他御

氣に召さぬ米は幾回でも米の取換又は現金と取換致しましてキツト御満足を得らるゝ様に致します

價格の低廉——大量販賣と生産より消費に至る幾多の冗費を省き所謂需給の合理化

配達の迅速——どんなに澤山でも、どんなに少量でも、電話一つ、ハガキ一本で市内はどんな處へでもす

ぐ間に合せ致します

是非御試食を——特に校友諸賢の御注文又は御紹介はウント勉強致します

御用命は
電話 堀川八五一番
ハガキ 市内北區樋之口町灘萬精米所
御來店 市電淀川電車停留所下車都島橋西詰



市内北區樋之口町

灘萬精米所

校友 廣實郁雄

電話堀川八五一番、一四四番

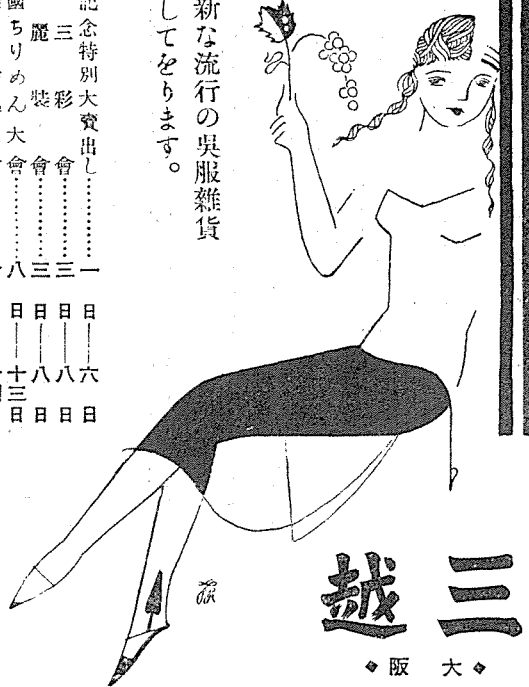


越三の月十

| | |
|--------------|-----|
| 三越増資記念特別大賣出し | 一日 |
| 秋の麗彩會 | 三日 |
| 第二回全國ちりめん大會 | 八日 |
| 三美會裝身具逸品會 | 十日 |
| 秋の婦人子供洋服陳列 | 十日 |
| 誓女拂大賣出し | 十六日 |
| 婚禮衣裳と調度品陳列會 | 廿五日 |
| | 三十日 |

多彩な秋の自然に應へて斬新な流行の呉服雜貨の粹を全店華やかに展開致してをります。

朗らかに
秋の歌



越三
◆ 阪 大 ◆